



一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会

年報 2022

frontier

Fukuoka Association of School Social Workers

会長挨拶

スクールソーシャルワーカーによる こどもアドボカシー

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会
会長 門田 光司 (久留米大学 教授)



2023年4月より「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁のホームページを開くと、「こども家庭庁は、こどもがまんなかの社会を実現するために、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組みます。」とあります。この文章には、「児童の権利に関する条約」の4つの原則、①差別の禁止、②子どもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④こどもの意見の尊重が含まれています。

スクールソーシャルワーカーはこどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益のためにソーシャルワーク実践をしていく専門職です。その実践の基盤にあるのが「アドボカシー」(advocacy)です。アドボカシーの定義として、Barker,R.L.(2003)は「ソーシャルワークにおいて、アドボカシーは直接介入やエンパワメントを通して、個人やコミュニティの権利を擁護していくこと。NASW(全米ソーシャルワーカー協会)の倫理綱領では、アドボカシーは専門職の基本的義務である」としています。また、アドボカシーを行うアドボケート(advocate)の役割は、「クライアントの問題に影響している状況を改善するために、またクライアントの権利を保障及び保護するために、発言していくこと」と定義づけています。アドボカシーが代弁や権利擁護して日本語訳されていますが、この定義に示されているように、こどもの意見を聴き、代弁や権利擁護をしていくのは、ソーシャルワークの専門的価値である人権や社会正義が侵害されている状況をこどもが抱えているからです。スクールソーシャルワーカーもこどもの人権侵害や社会不正義に取り組んでいく使命があります。

ソーシャルワークの歴史を振り返れば、1700年代後半から1800年代初頭にかけて、工場では手作業から動力駆動に代わり始め、機械を動かす新しい労働力としてこどもが使われました。工場の所有者にとっては、大人よりも低賃金で、ストライキもなく、管理しやすいため、こどもを雇うことを好んだのです。しかし、工場での労働は過酷で、1ドルのみのために1日12時間～18時間、週6日働き、多くのこどもは7歳で働き始めました。1889年にジェーン・アダムス(Jane Addams)が設立したセツルメントハウス「ハルハウス」に、1891年フローレンス・ケリー(Florence Kelley)が参加しました。彼女の任務は地域の児童労働調査でしたが、お菓子屋で3～4歳のこどもたちが働いているのを見つけました。この調査結果をイリノイ州に提出し、14歳以下のこどもの雇用を禁じる最初の工場法が成立しました。このソーシャルアクショ

ンは、児童労働に対するこどもアドボカシーであり、マクロ・ソーシャルワーク実践といえるかもしれません。実はケリーはアメリカ下院議員の父の娘として生まれ、子ども時代、父親から児童労働について話を聴かされ、危険な状況下で鉄鋼やガラス工場で働く幼い子どもたちを何度も見に連れていかれた経験があります。この体験からケリーが児童労働改革に熱意をもったと言われています。

こども家庭庁ではこども政策が謳われています。スクールソーシャルワーカーもこどもアドボカシーとして学校でのマイクロ・メゾのソーシャルワーク実践に加えて、これからはマクロ・ソーシャルワーク実践を展開していく必要があるでしょう。

Frontier

1. 2022年度一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会組織体制	
(1) 協会の沿革	P.4
(2) 理事・運営委員一覧	P.6
2. 事務局及び各委員会事業報告	
(1) 事務局	
i) 事務局について	P.8
ii) 2022年度事業報告・会計収支報告	P.9
iii) 2023年度事業計画案・会計収支予算案	P.14
iv) 法律相談のご案内	P.17
v) 新規社員（正会員）に関するご報告	P.18
(2) 研修委員会	
i) 研修委員会について	P.19
ii) 各研修資料	P.20
(3) 研究・国際交流委員会	
i) 研究・国際交流委員会について	P.49
(4) 広報委員会	
i) 多様な広報活動に向けた基盤作り	P.50
ii) 2022年度活動出版物	P.51
3. 編集後記	P.55

※2022年度年報に記載中の組織・役職名等については、2023年3月31日時点のものです。

1. 2022 年度一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会組織体制

(1)協会の沿革

2008 年 福岡県スクールソーシャルワーカー協会連絡会 発足

—文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」の開始により、福岡県内で活動を開始した 18 名のスクールソーシャルワーカーが集い、定期的な情報交換等を行った。

2009 年 『福岡県スクールソーシャルワーカー活動報告集』を自費制作して、福岡県内すべての教育委員会ならびに九州各県に進呈した。

2010 年 福岡県・学校ソーシャルワーク研究会 発足

—2 か月に 1 度の頻度で定期的な研究会を開催。

—学校ソーシャルワークに関心のあるスクールソーシャルワーカー以外にも、教員、児童福祉司、福祉職、報道関係者、学部生・大学院生など幅広い層が参加して会員数は 80 名を超えた。

—佐賀県、山口県、長崎県、熊本県、鹿児島県など、福岡県以外からも多くの参加があった。

2012 年 福岡県スクールソーシャルワーカー協会 発足

—15 名の発起人により協会を設立。

—同年 12 月、クローバープラザにて第 1 回大会「今、私たちスクールソーシャルワーカーが目指すもの」開催。

2013 年 —同年 6 月、久留米大学にて第 2 回大会「Challenge to the “6”」開催。

—同年 3 月、広報誌『Relations 第 1 号』発刊。

—同年 8 月、広報誌『Relations 第 2 号』発刊。

—同年 12 月、広報誌『Relations 第 3 号』発刊。

2014 年 —同年 3 月、広報誌『Relations 第 4 号』発刊。

—同年 4 月、『スクールソーシャルワーカー実践事例集—子ども・家庭・学校支援の実際』刊行。

—同年 6 月、クローバープラザにて第 3 回大会「非行問題と生徒指導—子どもたちの声が聞こえていますか?—」開催。

—同年 8 月、広報誌『Relations 第 5 号』発刊。

- 同年 12 月、広報誌『Relations 第 6 号』発刊。
- 2015 年 —同年 3 月、広報誌『Relations 第 7 号』発刊。
—同年 5 月、クローバープラザにて第 4 回大会「振り返ろう！学校ソーシャルワーク実践—スクールソーシャルワーカーたちの主張—」開催。
—同年 9 月、広報誌『Relations 第 8 号』発刊。
- 2016 年 —同年 2 月、広報誌『Relations 第 9 号』発刊。
—同年 7 月、北九州市立大学にて第 5 回大会「チームを育むソーシャルワーク」開催。
—同年 11 月、広報誌『Relations 第 10 号』発刊。
- 2017 年 —同年 6 月、福岡県立大学にて第 6 回大会「チーム学校における教育・心理・福祉のコラボレーション」開催。
- 2018 年 —同年 8 月、九州工業大学にて第 7 回大会「10+1 —新たなスタート—」開催
- 2019 年 —同年 2 月、電気ビル共創館にて韓国スクールソーシャルワーカー協会との特別研修「日韓スクールソーシャルワーカー・セミナー」を開催。なお、本研修会は日本学校ソーシャルワーク学会九州沖縄ブロック第 11 回研究大会としても同時開催された。
—同年 3 月、元イズリントン・ジュニアミドルスクール副校長の Tim Kenji Kamino 氏をお招きして特別研修「公正といじめ予防～カナダ・トロントでの学校支援プログラム」を開催。
—同年 4 月、広報誌『Relations 第 11 号』発刊。
—同年 10 月、西南学院大学にて第 8 回大会「スクールソーシャルワーカーの人材養成」開催。本大会は、第 1 回 Asia Network of School Social Work (ANSSW) の第 1 回大会として韓国、台湾、シンガポールの各団体・関係者も参加して行われた。
- 2020 年 **一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会 発足**
—同年 2 月、元イズリントン・ジュニアミドルスクール副校長の Tim Kenji Kamino 氏をお招きして特別研修「カナダ・トロントの生徒サポートチームの実際」を開催。なお、本研修会は日本学校ソーシャルワーク学会九州沖縄ブロック第 12 回研究大会としても同時開催された。
—同年 11 月、オンラインにて第 9 回大会「コロナ禍のスクールソーシャルワーカー

—Social Work in School—」開催。
 —同年 11 月、広報誌『Relations 第 12 号』発刊。

2021 年 —同年 9 月、年報 「frontier 第 1 号」発刊。
 —同年 10 月、「Relations 第 13 号」発刊。
 —同年 10 月、久留米大学にて第 10 回大会「スクールソーシャルワーカーの実践
 玉手箱」開催。

2022 年 —同年 9 月、年報 「frontier 第 2 号」発刊。
 —同年 10 月、電気ビル共創館カンファレンス A にて第 11 回大会「Up Date!—「不
 登校」への新たなる支援の模索—」開催。
 —同年 12 月、「Relations 第 14 号」発刊。

(2)理事・運営委員一覧

役職	氏名 (所属)
会長 (代表理事)	門田 光司 (久留米大学)
副会長 (理事)	奥村 賢一 (福岡県立大学)
事務局長 (理事)	寺田 千栄子 (北九州市立大学)
運営委員 (理事)	池田 敏 (福岡市教育委員会)
運営委員 (理事)	梶谷 優子 (福岡市教育委員会)
運営委員 (理事)	蒲池 恵 (福岡市教育委員会)
運営委員 (理事)	坂本 美紗 (福岡市教育委員会)
運営委員 (理事)	高口 恵美 (大牟田市教育委員会)
運営委員 (理事)	永瀬 由季 (福岡市教育委員会)
運営委員 (理事)	前屋敷 なな子 (福岡市教育委員会)
運営委員	飯盛 友紀 (福岡市教育委員会)
運営委員	井上 由紀 (大牟田市教育委員会)
運営委員	浦田 梨央 (福岡市教育委員会)

運営委員	古賀 幸広（香春町教育委員会）
運営委員	後藤 哲（志免町教育委員会）
運営委員	田中 惟子（北九州市教育委員会）
運営委員	玉塚 慎悟（遠賀町教育委員会）
監事	山崎 清登

（3）事務局・各委員会担当

①事務局

寺田 千栄子（事務局長）、池田 敏、浦田 梨央、梶谷 優子、玉塚 慎悟

②研修委員会

高口 恵美（委員長）、井上 由紀、後藤 哲、田中 惟子、永瀬 由季、前屋敷 なな子、古賀 幸広

③広報委員会

奥村 賢一（委員長）、飯盛 友紀、蒲池 恵、坂本 美紗

④研究・国際交流委員会

門田 光司（委員長）

2. 事務局及び各委員会事業報告

(1) 事務局

事務局長 寺田 千栄子

i) 事務局について

1. 2022 年度の事務局の活動

1) 2022 年度の事務局体制

2022 年度の事務局は 5 名の体制で事業を担当した（表 1）。業務の円滑な運営のために、事務局員間での役割分担を細かく行い、安定した事業運営並びに適切な会計管理を目標に業務を遂行した。また、メールや SNS、オンラインの会議などを活用することで、業務の円滑な運営に努めた。

表 1. 2022 年度の事務局体制

役職	氏名	主な役割
事務局長	寺田 千栄子	全体統括、渉外、会員管理 等
事務局員	池田 敏	会計等
事務局員	浦田 梨央	会計等
事務局員	梶谷 優子	各種助成事業、研修参加管理 等
事務局員	玉塚 慎悟	会員管理 等

2. 主な事務局活動

2022 年度は事務局メンバーを新たにし、運営を行った。詳細の活動については、以降の事業報告をご参照いただきたい。特筆すべきは、2 点である。

1) 会員管理：協会ホームページのリニューアルに伴い入会申込書、変更届等データ管理できる仕組みに変更を行った。

2) 研修・研究助成事業の柔軟な運用：2022 年度研修・研究助成について申込者がいなかったため、特別募集として 2023 年度に行われる ANSSW への参加を目的とした追加募集を行い 4 名の応募者へ助成を行った。

研修・研究助成や法律相談など、正会員のための仕組みを準備しているが十分に活用されていない。今後も会員の皆様と近い事務局を運営できるよう、事務局員一同努力していきたい。

【第1号議案】 2022年度事業報告

(1) 事務局

① 総会

○2022 年度総会（第 10 回）（法人化後第 3 回）、2022 年 6 月 18 日、オンライン会議システムにて実施

② 大会

第 11 回大会（2022 年 10 月 30 日）、電気ビル 共創館 カンファレンス A

「Up Date!—「不登校」への新たな支援の模索—」 参加者数：73 名（対面：56 名 遠隔：17 名）

第 1 部基調講演

講 演：渡邊 香子（神奈川県教育委員会 スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー）

第 2 部シンポジウム

シンポジスト : 山本 拓也（福岡市教育委員会）

二保 紗矢（広川町教育委員会）

青木 ひふみ（横浜市教育委員会）

コメンテーター : 渡邊 香子

コーディネーター：奥村 賢一（本協会副会長・福岡県立大学准教授）

③ 理事会（全 6 回）

第 1 2 回：2022 年 4 月 2 4 日（オンライン）

第 1 3 回：2022 年 6 月 1 8 日（オンライン）

第 1 4 回：2022 年 7 月 3 日（オンライン）

第 1 5 回：2022 年 9 月 1 1 日（オンライン）

第 1 6 回：2022 年 1 2 月 4 日（オンライン）

④ 事務局会議（全 3 回）

第 1 回：2022 年 8 月 3 日（オンライン）

第 2 回：2022 年 9 月 2 4 日（事務局長私宅）

第 3 回：2023 年 3 月 2 1 日（オンライン）

⑤ 2022 年度総会員数 ※2023 年 3 月 3 1 日現在

254 名（内訳：正会員 82 名、賛助会員 155 名、学生会員 17 名）

⑥ 法律相談事業

2件の応募があり、助成を行なった。

(2) 研修事業

① 各研修 ※協会関係者は敬称略

新型コロナウイルスの影響で、2022年度の研修は一部オンライン研修を行うこととなった。そのため、参加者の属性が限定的になり、例年より参加人数が減少した。

	日時	テーマ・講師	場所	参加人数
全体研修	2022. 6. 18	学校ソーシャルワークの歩みとこれからの期待 講師：門田 光司	オンライン	46人
	2022. 11. 1	子ども基本法の成立で何が変わる？ 講師：柳 優香	オンライン	17人
	2022. 12. 18	子どもに関する様々な課題と子どもの権利 講師：重永 侑紀	久留米大学	延期
	2023. 3. 25	福岡県の大麻乱用防止対策と乱用防止プログラムについて 講師：児玉 臨、森 治美	オンライン	33人
基礎研修	2022. 4. 23	初任者研修 講師：門田 光司、奥村 賢一、寺田 千栄子、 上野 健太、前屋敷 なな子	オンライン およびオンデマンド	20人
	2022. 8. 25	未来語り～1年後の自分～ 講師：高口 恵美	天神ロフトビル8階	8人
	2023. 1. 22	年度末だよ！スクールソーシャルワーカーの自己点検—基本的原理と基本的倫理基準の観点から— 講師：池田 敏	オンライン	20人
	2023. 3. 25	三人寄れば文殊の知恵～こんな時どうする？みんなで知恵を出し合おう！～ 講師：牛島 道太、井上 由紀	オンライン	5人
専門研修	2022. 4. 17	特性の理解から始める見立てと手立て 講師：宮野 伸枝	博多駅前貸会議室	13人
	2022. 11. 26	インボランタリーな保護者へのアプローチ 講師：奥村 賢一	みんなの貸会議室博多駅前店	6人
	2023. 3. 25	オンライン事例検討会(PCAGIP)～多くの問題を抱える家族への支援を考える～ 講師：高口 恵美、古賀 幸広	オンライン	3人

② 2022 年初任者研修：オンラインにて開催

③ 研修委員会議

- 第 1 回：2022 年 7 月 31 日（オンライン・全員）
- 第 2 回：2021 年 8 月（オンライン・随時部分会）
- 第 3 回：2021 年 9 月（オンライン・随時部分会）
- 第 4 回：2021 年 11 月（オンライン・随時部分会）
- 第 5 回：2023 年 3 月 26 日（オンライン・全員）

（3） 広報事業

① 各種チラシ等の作成（第 11 回大会チラシ及びポスター、研修会用チラシ等）

② 広報誌作成

2022 年 12 月に RELATIONS vol. 14 を発刊して、協会 HP への掲載及び SNS での広報を行った。

③ 年報作成

2022 年 9 月に年報 frontier 第 2 号を発刊し、協会 HP への掲載及び SNS での広報を行なった。

④ ホームページリニューアル

旧ホームページからの移行作業（デザイン、コンテンツの見直し、データ移行等）を行った。

⑤ 協会アメニティグッズの制作

正会員更新特典として、ノベルティグッズ（ボールペン、クリアファイル）の制作を行った。

⑥ 広報委員会議（全 4 回）

- 第 1 回：2022 年 7 月 21 日（オンライン）事業計画の説明、役割分担
- 第 2 回：2022 年 9 月 17 日（メール）広報誌のデザイン、企画等に関する検討
- 第 3 回：2023 年 1 月 27 日（メール）冊子『子どもの居場所づくり』制作に関する打ち合わせ
- 第 4 回：2023 年 2 月 22 日（メール）新ホームページ移行に伴う最終チェック

（4） 国際交流事業

① 研修・研究助成

4 件の応募（ANSSW 特別募集）があり、全て採択した。

採択者（五十音順）：高口恵美、田島聡美、堤さなえ、堀川裕美

② 国際ニューズレターの発行

2022 年 7 月に発刊した。

③ 冊子「スクールソーシャルワーカーによる小学校での居場所づくり」（2023 年 3 月）を発刊した。

（5） その他

① 県および市町教育委員会へのスクールソーシャルワーカー候補者の推薦実施

② 高専へのスクールソーシャルワーカー候補者の推薦実施

- ③ いじめ第三者委員等各種委員の推薦
- ④ ヤングケアラー対策ワーキング委員（福岡県児童家庭課）の推薦
- ⑤ 他団体（福岡県医療ソーシャルワーカー協会）への研修講師の紹介

【第2号議案】2022年度会計収支報告

(2022年4月1日～2023年3月31日)

<収入>

(単位：円)

費目	予算額	決算額	備考
入会金・会費	780,000	866,000	正会員90名、賛助会員94名 (法人化前の会員区分での会費及び滞納分入金額を含む)
前年度繰越金	2,054,641	2,054,641	
事業収入(研修)	500,000	339,070	参加費、資料等
事業収入(その他)	10,000	0	過払い税金の払い戻し
雑収入	0	1	利子等
計	3,344,641	3,259,712	

<支出>

(単位：円)

費目		昨年度 予算額	昨年度 決算額	備考
各 事 業 費	研修事業	495,000	170,629	研修講師謝金、交通費等
	広報事業	240,746	131,491	各チラシ、リーフレット等
	研究・国際交流事業	360,000	318,707	研究助成、研究協力謝金
理事会会費		175,000	44,895	会議費、理事報酬
運営委員会費		600,000	145,780	会場費、交通費、活動実費
大会・総会費		350,000	226,063	会場費、事務費等
事 務 局 費	事務局運営費	100,000	13,261	事務局会議費、消耗品 等
	事業運営費	300,000	212,371	ホームページ管理料 等
	人件費	100,000	30,529	アルバイト報酬
	弁護士相談運営費	100,000	9,980	弁護士謝金
	(通信費)	150,000	121,554	郵送費、電話代 等
その他		100,000	41,958	理事変更登記費用 等
予備費		1,032,151	96,807	源泉徴収費用
計		3,347,151	1,564,025	

【第 3 号議案】 2023 年度事業計画案

(1) 事務局

- ① 第 3 回定時社員総会 2023 年 6 月 11 日 10 時より（オンラインにて実施）
- ② 第 12 回大会 2023 年 10 月 28 日（土） 会場：未定
（感染症対策を徹底し、基調講演ならびにシンポジウムを実施予定、会場もしくはオンデマンド配信にて大会に参加できるよう配慮予定）
- ③ 理事会
2023 年度中に 5 回の理事会を開催予定運営委員会
- ④ 運営委員会
各種委員会にて適宜開催予定
- ⑤ 新規社員（正会員）報告(別紙 1 参照)
- ⑥ 弁護士による法律相談事業(別紙 2 参照)

(2) 研修事業

- ① 各種研修の運営（別紙 3、4 参照）
- ② 研修委員会議
- ③ 動画作成

(3) 広報事業

- ① 第 12 回大会チラシ、ポスターの作成
- ② 各研修会チラシの作成
- ③ 広報誌の作成およびホームページへの掲載
- ④ 年報の作成およびホームページへの掲載
- ⑤ 協会年間活動報告書の作成
- ⑥ 協会広報動画の作成
- ⑦ ホームページ、その他 SNS の管理
- ⑧ 広報委員会議
- ⑨ 協会更新特典作成

(4) 研究及び国際交流事業

- ① 研究及び研修助成（別紙 5 参照）
- ② ANSSW ニュースレターの発行
- ③ 研究および国際交流事業会議
- ④ 第 3 回 ANSSW 国際大会（in 韓国）における通訳者派遣

(5) その他

事業委託による収支増の可能性、事務担当者の募集

【第4号議案】2023年度会計収支予算案

<収入>

(単位：円)

科目	昨年度 決算額	今年度 予算額	備考
入会金・会費	866,000	780,000	正会員60名、賛助会員160名、 学生会員10名、新規10名
前年度繰越金	2,054,641	1,695,687	昨年度繰越金
事業収入(研修関連)	339,070	450,000	参加費、資料代等
事業収入(その他)	0	10,000	
雑収入	1	0	利子等
計	3,259,712	2,935,687	

<支出>

(単位：円)

費目		昨年度 決算額	今年度 予算額	備考
各 事 業 費	研修事業	170,629	495,000	研修講師謝金、会場費、会議費、交通費
	広報事業	131,491	266,426	各チラシ、広報動画作成費、会議費、交通費等
	研究・国際交流事業	318,707	560,000	研究助成、ニューズレターの発行 等
理事会会費		44,895	150,000	会場費、会議費、役員報酬
運営委員会費		145,780	600,000	会場費、謝金
大会・総会費		226,063	300,000	会場費、事務費等
事 務 局 費	事務局運営費	13,261	100,000	事務局会議費等
	事業運営費	212,371	150,000	ホームページ管理料、印刷、備品等
	人件費	30,529	100,000	アルバイト謝金等
	弁護士相談運営費	9,980	100,000	
	(通信費)	121,554	150,000	郵送費、切手代等
その他		41,958	150,000	理事変更登記手続き 源泉徴収等
予備費		96,807	64,261	
計		1,564,025	2,935,687	

法律相談のご案内



一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会では正会員向けに日々の業務の中で起こる法律に関する問題について、担当弁護士へ相談出来る事業をおこなっています。相談料は無料です。ぜひともお気軽にご活用ください。

◇対象者：正会員

◇担当弁護士：六本松中央法律事務所

◇相談内容：個別ケースに関すること、労務関係（パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなど）などの職場環境に関すること…etc

◇相談時間：30分／1回

◇相談料：無料

◇相談方法：オンライン、電話、対面など希望に応じて選択可

◇利用の流れ

- ①相談予約：相談希望者は1氏名、2会員番号、3相談希望日時、4希望相談方法を記載し、事務局へメールする。
- ②相談希望日調整・相談日決定：事務局が担当弁護士と相談希望日の調整。相談日が決まり次第、事務局より相談希望者にメールにて通知。
- ③相談日当日：本協会ホームページ内にある法律相談利用申込書に必要事項を記載し、担当弁護士へ当日提出。
- ④相談終了

本事業につきましてご不明な点などがありましたら、下記へお問い合わせください。

【協会事務局】



〒802-8577 北九州市小倉南区北方四丁目2番1号

北九州市立大学地域創生学群・基盤教育センター寺田千栄子研究室

TEL：080-3356-4214 E-mail：info@fassw-2012.jp

v) 新規社員（正会員）に関するご報告

2023年6月11日

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会
社員（正会員）各位

代表理事 門田光司

社員（正会員）に関するご報告

2023年4月29日に行いました理事会におきまして、以下1名社員の方の退会がございましたので、ご報告させていただきます。

また、5月に社員に関する決議報告をさせていただきました後、以下2名の方の入会希望がございました。2023年6月10日の理事会（メール審議）にて入会を承認いたしましたので、併せてご報告させていただきます。

なお、本年度の議決権を有する正会員は82名といたしておりましたが、84名となりますことをご報告させていただきます。

記

○入会（正会員）

会員番号	氏名	所属
12380	郡嶋 愛	福岡県教育委員会高校教育課
12369	伊藤 茉莉	宗像市役所

○退会（正会員）

会員番号	氏名	届出のある所属
12307	中村 滋	田川市教育委員会

計1名
(総数：84名)

以上

(2) 研修委員会

研修委員長 高口 恵美

i) 研修委員会について

2022年度は、感染症の影響を受けながらも少しずつ、対面研修を実施することができました。

特に専門性を高めることを目的としている「専門研修」では、対面で学ぶことによって起こる、参加者の相互的な学びを大切にしたいという思いもあり、なおかつ感染症のリスクを回避するために少数精鋭での実施を試みました。「インボランタリーな保護者へのアプローチ」では、事前学習としてオンラインで知識を学び、対面で演習を通して経験として学ぶという連続講座を開催し、深い学びに繋がる様子が見られました。

また、基礎研修では、SSW一年目の皆様を対象に「未来語り」を実施しました。子ども達にとってもそうであるように、わたしたちも先の見通しが抱けない状況では不安も大きい。ピアな繋がりの中で普段意識されていない不安や疑問を言葉にしたり、身近なロールモデルに触れながら、一年後に自分がどんな姿になっていたかを考えました。ここでは自分自身と向き合いつつ、対話を通じたアプローチや未来語りのワークを子ども達にも実践してもらえよう取り組みました。

対面でお集りいただいた方々は、「やっぱり集まって学ぶことで、モチベーションが上がる」「仲間と会って話せることで安心する」など、オンラインでは体感できない価値を言葉にされている姿が印象的でした。

一方で、オンライン開催であれば子育て中の方や遠方の方も参加しやすいというメリットもあると思っています。対面とオンラインをテーマに併せて柔軟に取り入れながら、皆さんと共に学ぶ機会を考えていきたいと思っています。

2023年4月、子ども家庭庁が発足されました。基礎研修では改めて「子どもの権利」について学ぶオンデマンド研修を取り入れました。わたしたちソーシャルワーカーは子どもの権利を守り、最善の利益を擁護するため、目の前の子どもを真ん中に多様な知識をもって向き合っていくことの大切さを痛感しました。

社会の変化に敏感になりながら、スクールソーシャルワーカーとして求められる知識や経験に寄与できるよう研修委員一同努めてまいりますので、会員の皆さんからのご意見やご要望など、皆様の「声」をどしどしお寄せいただけますと幸いです。

みんなで、協会の取り組みを盛り上げていきましょう！

ii) 各研修資料

2022年6月18日(土) 全体研修



1900年前後のアメリカの貧困

スクールソーシャルワーカーの始まりは、アメリカで誕生した「訪問教師」(visiting teacher)の活動起源にある。19世紀前半、海外からアメリカという新大陸での生活を夢みて多くの人が移り住んでいく。当時は産業革命の発展の時代。しかし、大都市のニューヨークやシカゴ、ボストンは人口密度が著しく、6人のうち5人が窮屈な貧民アパート(テネメント)に押し込められ、住居環境は最悪で、不潔であった。また、仕事にありつけない人たちにとっては、貧困、飢餓、非識字、精神保健問題といった社会問題が発生してくる。

<当時のニューヨーク>



当時の移民の子どもたちが抱える問題は、「子どもの貧困」「児童労働」「教育保障」であった。1889年、セツルメントハウス「ハルハウス」のジェーン・アダムスらは、児童労働問題の解決に向けてイリノイ州政府に働きかけ、14歳以下の子どもたちが製造業で働くことが禁止する「工場法」を成立させる。このアダムスらの取り組みは、ソーシャルワークのソーシャルアクションとアドボカシーの起源ともいわれている。

child labor



ジェーン・アダムス(1860年-1935年)は、イリノイ州シーダービルに生まれ、ロックフォード女子神学校を卒業した。1881年に父親が死亡し、自分も背中手術をしなければならなかったことから、2年間はほぼ病床に就いていた。学校時代の友人エレン・ゲーツ・スターとヨーロッパ旅行に出た彼女は、ロンドンでトインビー・ホールというセツルメント・ハウスを訪れた。2人はこの体験に触発されて、1889年に「ハル・ハウス」を設立し、アダムスは亡くなるまでそこで生活し働いた。寄付を支えられて、ハル・ハウスは毎週1万人以上の人々を支援するまでになった。最初の10年間はヨーロッパ諸国からの移民、そして1920年代にはアフリカ系アメリカ人やメキシコ人が対象となった。



サービスの内容は、大人のための夜間学校、公共の食堂、ジム、図書館、働く母親のための保育所、労働組合の集会所などであった。アダムスはハル・ハウスの利用者たちと共に、移民を搾取から守り、女性の労働時間を制限し、労働組合を承認し、初めて少年裁判法を設置し、安全な職場環境を規定する立法を求める運動を進めた。1910年にアダムスは女性として初めて全米社会福祉事業協議会の会長に選出された。彼女が築いたハル・ハウスは、地域の労働階級移民のためのサービスを提供し、セツルメント・ハウスの先駆けとなる。そして、アメリカ人女性として初めてノーベル平和賞を受賞した。



1897年までにセツルメントハウスは全米で74か所開設され、セツルメントハウスでは子どもたちの教育保障の場として勉強や料理、体育、音楽を教えたり、また親たちには職業指導や託児・幼稚園の開設などもおこなった。ニューヨーク市内のセツルメントハウスのソーシャルワーカーたちは教育委員会に働きかけて学校給食の保障や校医・スクールナースの配置、障害児クラスの設置などを求めて実現させていった。



ハルハウスでは、子どもたちの学習、料理、体育、音楽の場の保障や託児・幼稚園・親の職業指導の場となる



教育の機会も遊ぶ場もない

そして、セツルメントハウスのワーカーによる**貧困地域の子どもたちへの教育保障の取り組み**は、学校と家庭をつなぐ活動へと展開していく。ニューヨーク市のセツルメントハウスのソーシャルワーカー、**マリー・マロット (Mary Marot)**と**エフィー・アブラム (Effie Abrams)**らは1906年、貧困家庭の子どもたちが教育を受けられるように、家庭と学校を訪問するための訪問教師活動を開始する。この類似した活動は1906年シカゴで、1907年にはハートフォード、ボストンでも始まる。



1904(明治37)年 日露戦争
1905(明治38)年 夏目漱石「吾輩は猫である」完成
1905(明治38)年 早稲田野球部 アメリカ初遠征

子どもたちの教育保障に向けたセツルメントハウスのワーカーたちの取り組み(1906年~1907年)

スクールソーシャルワーカーの起源 「visiting teachers」と「訪問支援(アウトリーチ)」

<訪問教師の活動(アドボカシー)>

- ①学校に子どもの家庭状況を理解してもらう
- ②教師に子どもの情報を提供する
- ③親に学校や子どものニーズを理解してもらう

<訪問教師の活動内容>

訪問教師が協働した外部機関は、学校、地域団体(教会・セツルメントハウス・図書館・奨学金団体・職業機関・他)、行政機関(教育委員会・保健局・労働局・警察・他)、救済機関、児童養護施設、非行防止機関、保護機関、少年裁判所などでした。

さらに1918-1920年度の訪問教師の全米調査でも、訪問先は家庭訪問が全体の半数以上を占め、その目的は子どもの置かれた生活条件の確認や子どもの教育や福祉を阻害する諸影響を除去したり改変したりすることでした。また、学校訪問では校長や教師と子どもの問題について協議しました。その他の訪問では、病院、少年裁判所、救済機関等、さまざまな方面への連絡でした。このように、訪問教師は学校、家庭、地域のつなぎ役を果たしていったのです。

<訪問教師の活動内容>

1913年、ニューヨーク市のRochester教育局が訪問教師の制度を全国で最初に開始しました。これを契機に訪問教師活動は全米へと広がっていきます。1916年に出版されたニューヨークの訪問教師の調査結果では、1913年~1914年の1年間で9名の訪問教師が926ケースに対応しています。主に校長や教師からの派遣依頼で、ケースの大部分が貧困家庭が社会的に課題のある家庭でした。そのような家庭環境から、子どもたちの抱える課題は不品行や低学力、不規則な登校、健康問題等でした。

資料: ニューヨーク州訪問教師調査 (1913-1914) (Abma, E. H., 1914)

総計	92%
不品行	55%
遅刻・欠席	13%
低学力	12%
健康問題	11%
その他	1%

では、訪問教師はどのような実践を行っていたのか。1921年に出版された*The Visiting Teacher in The United States*より、紹介します。

事例「ジュリアは卒業学年のクラスに在籍していたが、勉強の遅れが見られ、教師に対しては横柄な態度で、注意されると激怒した。そのため、教師は訪問教師に支援依頼をした。訪問教師は家庭訪問にて、ジュリアが9人きょうだいの長女で、父はジュリアを午後から晩まで店で働かせていた。父はジュリアに仕事をさせることによって、ジュリアの学業が影響を受けていることを知らずにいた。また、父はジュリアの成績の悪化を非難していた。訪問教師は父親にジュリアの仕事、勉強、レクリエーションの時間配分を変える計画を提案した。父親はこの計画に同意し、ジュリア自身もこの計画に努力していくことを約束した。ジュリアの学業の改善はすぐに現れた。その後、ジュリアは学校を無事卒業することができた。」この事例にみるように、訪問教師は「**家庭訪問**」又は「**アウトリーチ**」、「**家庭環境の改善**」、ジュリアや少年の教育保障に向けた「**アドボカシー**」などの取り組みがみられる。

< 訪問教師活動と障がい児支援 >

1920年のニューヨーク市教育委員会への報告書には、学校に多様な状況を抱える子どもたちが登校してきた。その中には学業についていけない知的障がいの子どもたちも含まれており(下の表参照)、この子どもたちが怠学傾向を示すことも指摘されています。

表II-2 子どもの知能指数と人数 (New York City Board of Education, 1920)

知能指数	40 ~ 50	50 ~ 60	60 ~ 70	70 ~ 80	80 ~ 90	90 ~ 100	100 ~ 110	110 ~ 120	総数
人数	3	16	76	170	176	77	81	9	608

そのため、訪問教師は活動の当初から障がいのある子どもたちも支援していました。訪問教師協会の調査報告では、50名の訪問教師のうち40名が知的障がいの子どもたちのための特殊学級クラスでの支援が報告されています。

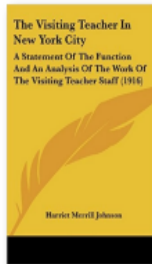
< 訪問教師活動と障がい児支援 >

また、1916年に出版されたニューヨーク市の訪問教師の調査結果には、訪問教師による障がい児の支援事例が示されています。例えば、「7年生の女児で、彼女には知的な遅れがあると診断された。しかし、訪問教師は母親との面談で、母親が小児科医に詳しく彼女の症状を伝えていないことを知った。そこで、訪問教師は母親を説得し、小児科に再度受診し、正しく彼女の症状を医師に伝えてもらった。その結果、小児科医は彼女が重篤な舞蹈病であると診断し、数週間のベットでの絶対安静の処方をした。」

この事例では、訪問教師が母親に対して子どもが適切な医療が受けられるように支援を行っています。

訪問教師の配置形態について(1916年)

『当初、ニューヨーク市での実践から、訪問教師が多く、多くの学校対象ではなく、単一の学校に配置されたなら、より効果的なサービスを提供できると確信するようになった。この業務は予防にある。そこで、訪問教師を一つ以上の地区に配置する以前の実践は中止し、1校のみに配置した。これにより、訪問教師は学校長の直接のスーパービジョンの下で集中的な予防業務を行うことになった。』



< 訪問教師活動の発展 >

1916年に15名の訪問教師が全国組織を検討するために集い、1919年に「全国訪問教師・家庭訪問者協会」(National Association of Visiting Teachers and Home Visitors)を設立します。

さらに、1929年には「アメリカ訪問教師協会」(American Association of Visiting Teachers)に名称変更されます。

そして、訪問教師活動の普及に伴い、訪問教師はソーシャル・ケースワーク教育のもとで養成されるようになっていく。

< 訪問教師活動の発展 >

1922年に『ソーシャル・ケースワークとは何か (What is Social Casework?)』を出版したメアリー・リッチモンド(M. Richmond)は、本書の第9章「学校-職場-病院-裁判所」で訪問教師の活動について紹介している。この章でリッチモンドは、「訪問教師はソーシャルワーカーであり、その活動は学校制度に最初に導入されたソーシャル・ケースワークであると述べている。」



メアリー・リッチモンドの「ソーシャル・ケース・ワークとは何か」の本書は、ソーシャルワークの基盤となるものです。ソーシャルワークを知るうえで読んでおくことが不可欠な著書といえます。

その後、訪問教師はソーシャル・ケースワーク教育のもとで養成されるようになる。しかし、1920年代は、精神衛生運動の影響からソーシャル・ケースワークはフロイド,Sの精神分析学に傾注していくことになる。そして、訪問教師の活動も訪問支援(アウトリーチ)から学校内での生徒への個別カウンセリングへと変わる。

Allen-Meaers,Pら(1996)は、「1920年代が訪問教師の治療的役割の始まりを反映しており、精神衛生運動は子どもを「治療する」という視点を増強していった」と指摘している。



アメリカのSSW研究第一人者 Allen-Meaers,P先生と。(シカゴ、ミシガン州立大学ソーシャルワーク大学院にて)

1941年まで、訪問教師の活動紹介の名称は、「social work in school」(学校でのソーシャルワーク)であった。これが、1942年に「school social work」の名称に変更され、アメリカ訪問教師協会の名称も「アメリカ・スクールソーシャルワーカー協会」(American Association of School Social Workers)に変更され、さらに1945年には「全米スクールソーシャルワーカー協会」(National Association of School Social Workers)となる。

ここに、訪問教師の名称は「スクールソーシャルワーカー」へと変わることになる。ただし、「school social work」の名称は、「medical social work」(医療ソーシャルワーク)のように、学校分野でのソーシャルワークを意味する用語として使用されることになる。

1906年:訪問教師活動
116年の進化



School Social Work Association of America

2022年:アメリカ・スクールソーシャルワーク協会(SSWAA)

スクールソーシャルワーカー(School Social Workers)は、

- * 訓練を受けた精神保健専門職である。
- * ソーシャルワーク修士号を有している
- * 学校や社会に対し、個人の社会的・情緒的・生活上の適応に関するサービスを提供する。
- * 生徒、家族、学校職員にサービスを提供するうえで、家庭、学校、地域のつなぎ役である
- * 生徒の学業と社会性を増進し、支援していく

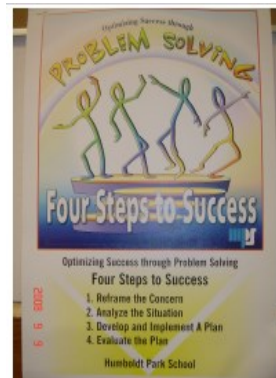
(ホームページより)

アメリカでのSSWの資格

<コネチカット州>

以下の3つの資格保有を要件:

- ①認証された2年間のソーシャルワーク教育を修了した**修士号**を取得
- ②コネチカット州保健局からの**ソーシャルワーカー認証**
- ③コネチカット州教育委員会からの**専門教師認証**(professional educator certificate)



問題解決 成功のための4ステップ

1. 関心事を再考してみる
2. 状況を分析する
3. プラン作成し実行する
4. プランを評価する



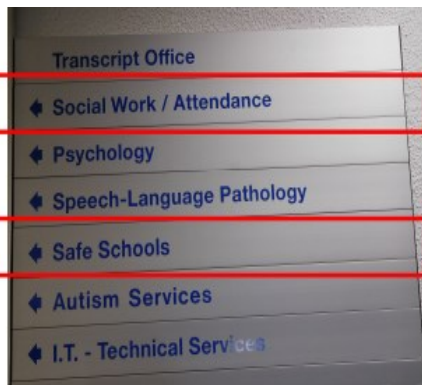
カナダの人口:3629万人(2016年)

○ 2015年の選挙にて自由党が約10年ぶりで進歩保守党に勝利し、党首ジャスティン・トルドー(Trudeau,Justin)(43歳)が首相に就任。全閣僚は30~50歳代で、起用した閣僚の構成は、先住民、インド系移民、アフガニスタンからの難民出身者、視覚障がい者、身体障がい者を含み、「多様性」に富む。トルドー首相自身が「カナダらしい内閣」と述べ、国民の多様性はカナダ社会の大きな特徴である。

○カナダは、10州と3準州で構成される連邦制国家である。州が教育自治を有し、各州の裁量で教育法規や制度を定めている。
○1971年に連邦政府が世界で初めて、「多文化主義政策」の理念に沿って、州単位の多文化教育を実施する。



トロント教育委員会



トロントSSWの
チーフスクールソーシャルワーカー(4名)たちと

オンタリオ州

- Elementary school(初等教育):幼稚園(年少と年長の2学年)と6歳(1年)~13歳(8年)
- Secondary school(中等教育):14歳(9年)~17歳(12年)
- University/College:18歳~
義務教育は6歳ないし7歳~15歳ないし17歳まで

生徒の41%は他の言語で、24パーセントは他国生まれ、12パーセントは過去3年以内にカナダにきた生徒である

オンタリオ州にはEnglish Public,English Catholic(トロント・カトリック教育委員会) French language Publicと French language Catholicの4種類の公立学校

オンタリオ州の安全な学校政策

○2000年:安全な学校法(Safe School Act)

生徒には安全で包括的な学習環境を、学校スタッフには安全な労働環境を整えることで、学校における責任感、尊敬する気持ち、礼儀正しさ、卓越性が促進されることを目指して、アルコールや違法ドラッグの所有と暴力行為などの生徒の停学処分となる要件、武器の所持や性暴力への関与といった退学処分となる要件や処分の手続きなどが明示された。

ゼロ・トレランス方式

特定のマイノリティ、とくに黒人の生徒への偏った厳しい指導



イズリントン・ジュニアミドル学校



Tim先生と
スクールソーシャルワーカー(3名)の方々と



Tim先生には、FASSWでの研修でもお世話になりました

生徒サポートチーム(カナダ・トロント)

管理職・担任(学校)

スクールソーシャルワーカー

スクールサイコロジスト

スクールカウンセラー
(ガイダンス・カウンセラー)



トロント大学



トロント大学ソーシャルワーク大学院

トロント大学大学院
ソーシャルワーク大学院

<1年目>

- ・カナダの社会政策と社会福祉
- ・ソーシャルワーク実践の諸要素
- ・ソーシャルワーク実践研究
- ・ソーシャルワーク実践の基礎:知識・理論・価値
- ・Evidence-Basedソーシャルワーク実践の研究
- ・グループに対するソーシャルワーク実践
- ・個人と家族へのソーシャルワーク実践
- ・コミュニティに対するソーシャルワーク実践
- ・実習:1月~3月・週3日(21時間)・約68日

トロント大学大学院
ソーシャルワーク学部

<2年目>

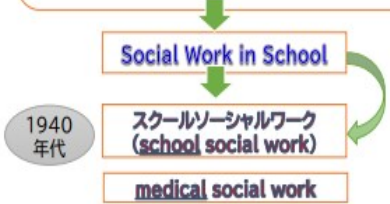
・専攻選択:①児童家庭、②多様化と社会正義
③精神保健、④高齢者のソーシャルワーク

↓
各専攻での専門講義

・実習:9月~4月・週3日(21時間)・約80日

<アメリカの「School」>

- ・義務教育法(compulsory attendance law):
attendance officer(公的な怠学対応職員)の存在
- ・学校文化:多文化・多民族社会、専門職文化
- ・ソーシャルワーカー:修士号で養成

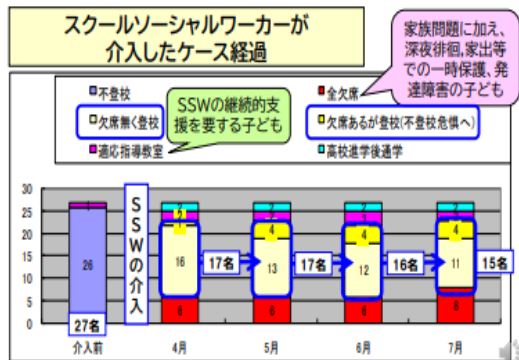
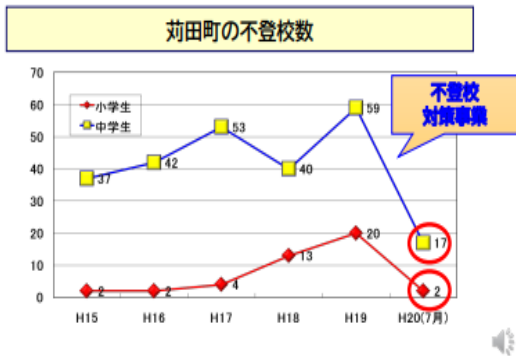


日本にスクールソーシャルワーカーを
どのように導入していくのか?

文部科学省「問題を抱える子ども等の自立支援事業」
(2007年)を活用したSSW実施自治体(小・中学校)

- ①茨城県(結城市)
- ②群馬県(群馬県、玉村町、藤岡市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市)
- ③東京都(杉並区・渋谷区)
- ④長野県(長野県)
- ⑤滋賀県(及び日野町)
- ⑥大阪府(7市)
- ⑦兵庫県(及び赤穂市)
- ⑧福岡県(志免町、苅田町)
- ⑨香川県
- ⑩熊本県
- ⑪鹿児島県





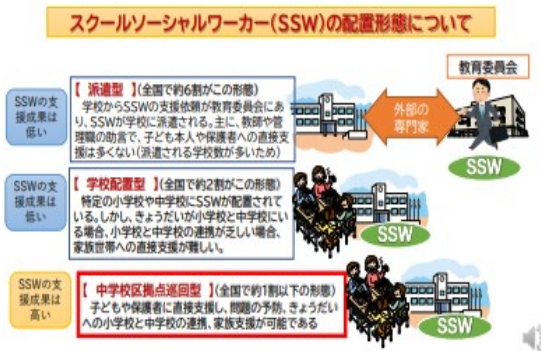
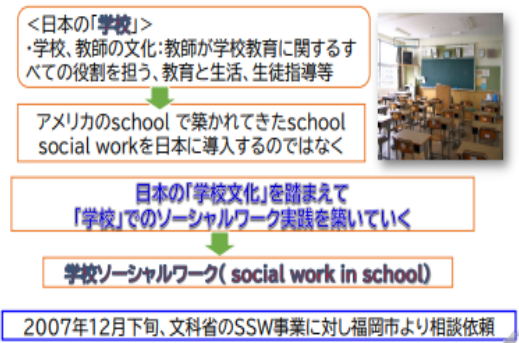
< 苜田町での2007年度 SSW事業の振り返り >
 2つの中学校の内の1中学校に生徒の対教師暴力や多くの不登校生徒がみられ、主としてその中学校区にSSWが中心に介入した。

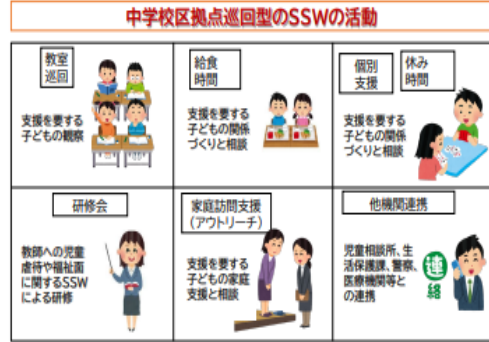
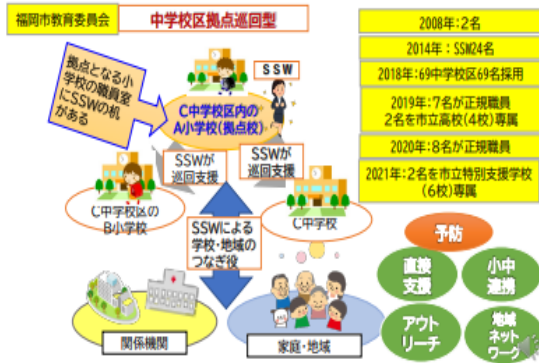
【効果】

- ①学校自体の取り組み努力
- ②学校の管理職・生徒指導・教職員とSSWの良好な協力関係
- ③SSWの専門性(例:ストレングスの視点、学校ケースマネジメントの展開/PDCAサイクルの観点でのアセスメント及び支援計画・評価)

【課題】

- ①全欠で改善が見られなかった生徒たちへの小学校からの予防と早期介入の必要性
- ②週2回の活動の限界と2中学校区を対象としたケース数の多さ
- ③継続的支援(経過観察及び継続的フォローアップの必要性)





< 派遣型から中学校区拠点巡回型に異動したSSWの意見 >

- 派遣型でいつも悩ましいこと
- ・ケースが重篤化してからしか上がってこないことが多い(ケースを紐解くと、数年前から支援が必要な状況にあるが、スルーしている)
 - ・校内での状況が把握しづらい。教員同士の人間関係、意思決定までのプロセス、本音、困り感など、空気が表面的にしか伝わってこない。そのため、校内へ働きかけをするポイントや力のかけ具合が適切かどうか判断しづらい。
 - ・子どもたちと出会う場が少ない。
 - ・対処療法的になりがち。予防的な発想に持って行きづらい。ケース数に振り回されがち(無意識にケース数で仕事の達成感を感じてしまうような状況に陥ってしまっているのではないかな…これは私の偏見かもしれませんが)。
 - ・学校の日常、児童生徒の生活の様子がイメージしにくい。

○ 中学校拠点巡回型のメリット

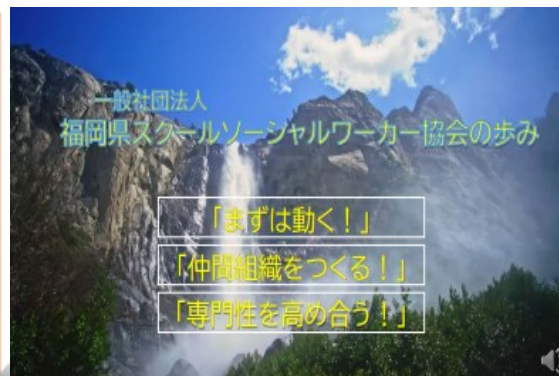
- ・校内の状況が把握しやすい。先生たちの多忙感や教員同士の人間関係なども見えてきて、支援ニーズや働きかけのタイミングなどがわかりやすい。
- ・子どもたちの授業中の様子がよくわかる。特に、先生の授業が見られるのがメリット。(教え方、声のかけ方、子どもたちとの関係、クラスづくりの工夫、など。先生の見方が変わる)子どもたちの学校での困り感に、感覚的にも共感しやすくなった。
- ・給食が食べられる。場合によっては子どもたちと給食を食べる。子どもたちの生活の一部と一緒に体験できる。かかわりの幅が広がる。
- ・定期的にケース会議を持つことができる。
- ・迅速な支援、保護者対応もしやすい。気になる児童生徒を教員とSSW双方向性で確認し、継続的な対応がしやすい。

○ 中学校拠点巡回型のメリット

- ・PTAや地域に根差した視点ももて、介入がしやすい。
- ・子ども、保護者同士からSSWの認知が広がり、支援につながりやすい。
- ・小学校→中学校への連携がスムーズになる。同じSSWが持ち上がりで対応できる。
- ・定期的に学校にすることで、連携している支援機関もSSWの状況が把握しやすくなった様子。互いにそこに合わせて動きを提案しあったり、連絡取りあったりし、タイミングよく協働できるようになった印象。

< 教員からの意見 >

- ・教員からは、派遣型よりも、日頃の様子を分かってもらえるので相談がしやすい。SSWは日頃の子どもの様子を見てくれる安心があり、「一緒に考える、検討する」ことができる。



< 福岡県スクールソーシャルワーカー協会の組織化の発展 >

- 2008年:文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」開始

「まずは動く！」 「仲間組織をつくる！」

同時に18名のSSWで「福岡県スクールソーシャルワーカー連絡会」を発足

「専門性を高め合う！」

- 2010年:「福岡県・学校ソーシャルワーク研究会」に名称変更

福岡県内のSSW配置市町村の増加

「まずは動く！」 「仲間組織をつくる！」 「専門性を高め合う！」

- 2012年:「福岡県スクールソーシャルワーカー協会」
- 2020年:「一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会」

研修事業



養成研修

初任者研修

基礎研修

専門研修



● The newsletter



● The Homepage



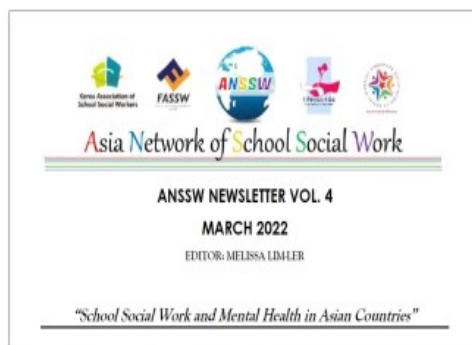
● The Book



日本国内の
SSW実践の学びに加えて



2019年:福岡・韓国・台湾・シンガポールによる
Asia Network of School Social Workの設立





International Network for School Social Work
<http://internationalnetwork.schoolsocialwork.org>
 Contact: info@inssw.org

Electronic Newsletter May 2022
 Editor: Maria Harachi

Mental health in schools
 Insights from the Asia Network of School Social Work

The Asia Network of School Social Work
 In 2014 a small group of school social work experts and professional associations representatives from Korea, Singapore, Japan and Taiwan met in Taiwan and organized a network of school social workers in Asia. The Board of 1 to 2 persons from each country organizes an international conference every 2 years and issues newsletters that focus on issues of common concern.

The ANSSW Newsletter of March 2022
 The most recent newsletter, edited by Yukiko Ito-Lee, focused on "School Social Work and Mental Health in Asian Countries". The articles from four school social workers reported on the mental health of the school population. Case studies of students highlighted the intensive and extensive services that school social workers in Asia provide when students have acute emotional problems.

Japan
 Yumi Takamagi, school social worker from Kanagawa Prefecture, described working with four students from elementary through junior high school who had some of the problems revealed by the Ministry of Education's 2020 survey of school social worker utilization. The problems include severe self-harm, school refusal, addiction to internet and games, absenteeism and truancy. Yumi helped teachers understand the students' complex problems, not with parents, made referrals to and coordinated with mental health agencies, worked directly with the students and built up supports within the school for these students. The cases illustrate the role of the school social worker in working with students with mental health problems. Yumi points out the lack of appropriate preventive services and interventions. With intense social health issues on the rise, it is most helpful when the school social worker is available to the school and able to communicate with teachers about making a case to determine calls to engage the school's support services and provide help directly to students using the resources, as well as collaboration with other institutions.

2022年5月号
 のInternational
 Network for
 School Social
 Work(アメリカ発行)に
 ANSSW第4号のニュースレ
 ターが紹介されました。

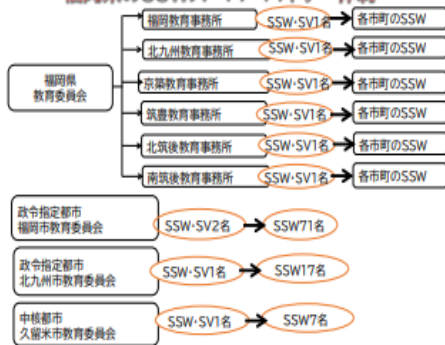
福岡県のスクールソーシャルワーカー配置状況(令和3年度)

<SSW配置状況>

- SSW配置市町村：57
(60市町村)
- 県立高校：17校
- 国立高等専門学校：3校
- 私立高等学校：5校
- SSW採用総数：198名



福岡県のSSWスーパーバイザー体制



学校現場が抱える課題

- 不登校問題
- 家庭環境対応
- いじめ問題
- 児童虐待対応
- 非行対応
- 子どもの貧困問題
- 発達障害支援
- LGBTQ



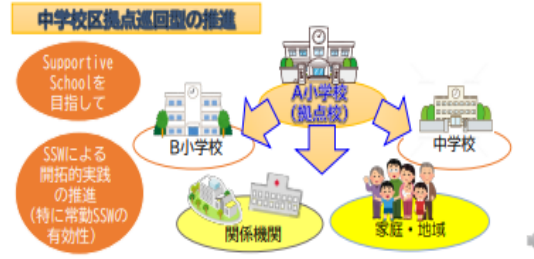
ソーシャルワーク実践はどのような役割と成果が示せるか？

今後のFASSW「スクールソーシャルワーカー実践モデル」への取り組み

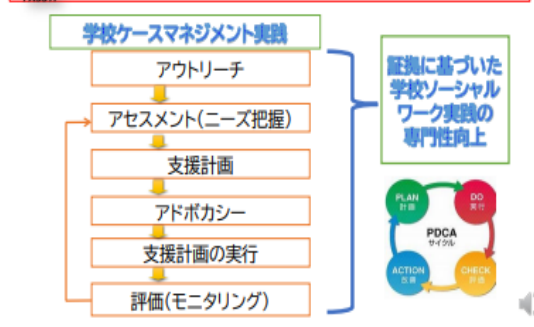


学校・家庭・地域の連携(Linkage)としてのSSW

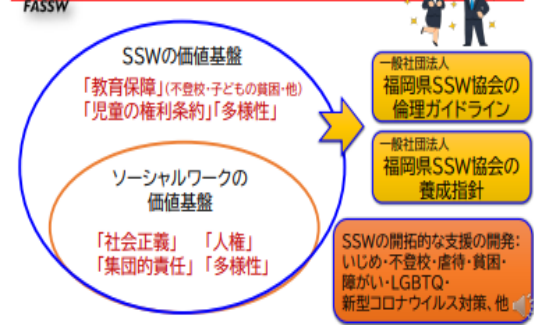
「連携」とは、「協力してものごとを行うこと」「ほかの人や団体と協力して動くこと」
 「連携」とは、「つながりのあること」。「連携」の方が「連携」より関係の密接度が高い



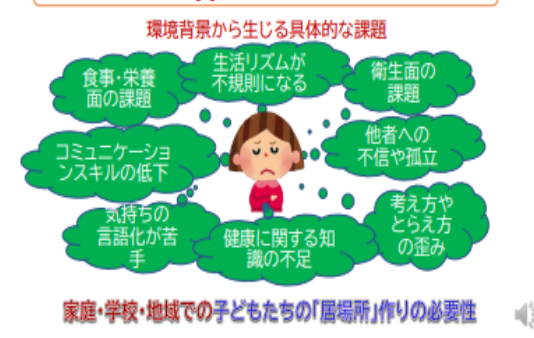
証拠に基づく実践 (evidence-based practice) の推進



SSWの価値基盤の使命と尊重の共有



SSWによる“Supportive School”を目指して



SSWによる“Supportive School”を目指して



SSWによる“Supportive School”を目指して

台湾SSWによる学校内のフードバンク。



SSWによる“Supportive School”を目指して

カナダ・トロントの高校



SSWによる“Supportive School”を目指して

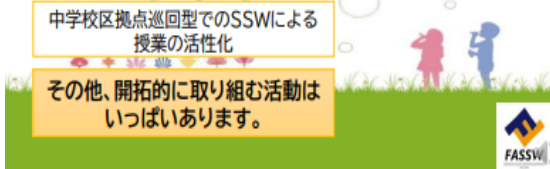
高等学校でのSSW拡充

特別支援学校でのSSW拡充

新型コロナウイルス対策での学校休校時の支援を要する子どもたちへの要対協・学校・SSWの協働による食糧支援活動

中学校区拠点巡回型でのSSWによる授業の活性化

その他、開拓的に取り組む活動はいっぱいあります。




ぜひSSWみなさんの開拓的実践の玉手箱を開いて、互いの実践向上のために共有していきましょう!!

こども家庭庁・こども基本法でどうかわる？ ～学校における子どもの権利～

令和4年度 一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会 研修
井藤士 柳 優 香

本日の内容

- 1 こども家庭庁・こども基本法とは？
～子どもの権利条約を知ろう～
- 2 学校と子どもの権利
～生徒指導要綱の改訂をふまえて～
- 3 終わりに



1 こども家庭庁・こども基本法とは？

2022年6月15日 第208回通常国会
「こども家庭庁設置法案」と「こども基本法」が成立
令和5年4月から国に「こども家庭庁」が設置され、同時に「こども基本法」が施行される。

↓

こども政策の司令塔となる行政組織の設立
こども政策の基本理念等を定めた法律の成立

なぜ今、どのような経緯でできたのか？

★国政上の議論の経緯

- 子ども関連の政策は、内閣府、厚生労働省、文部科学省、審判庁、法務省、総務省、経済産業省、国土交通省など、関係省庁がバラバラに動いている。
- →縦割り行政
- 各省庁の政策の根拠となる各法律において対象年齢が区切られることで支障が途切れがちである。
- ・1970年代半ばからの出生率低下、少子化
- ・児童虐待、いじめなど子どもの置かれた深刻な状況

↓

- 「Children First」子ども行政のあり方勉強会」発足（2021年3月）
- 「こども庁」創設の動きへ
- HP「こども庁の創設へ向けて」参照 <https://www.child-department.jp/>

★国政上の議論の経緯

- ・『こども庁』創設に向けた緊急提議（2021年3月19日）
- ・『こども・若者』輝く未来総本部 設置（2021年4月13日）
- ・『こども庁創設に向けた第二次提議』（2021年5月28日）
- ・公明党が「こども家庭庁」「子どもコミッショナー」の設置、「子ども基本法」の制定を議案に提起（2021年5月31日）
- ・立憲民主党「子ども総合基本法案」提出（2021年5月31日）
- ・『子どもまんじゅう改革の実現に向けた緊急決議』（2021年6月3日）
- ・『爵太の方針2021』に新たな「行政機関」の盛り込み（2021年6月18日）
- ● 内閣官房の下に子ども施策の推進に係る作業部会の設置（2021年7月7日）

★国政上の議論の経緯

- こども政策の推進に係る有識者会議報告書公表（2021年11月29日）
- 全ての国民に基本的人権を保障する日本国憲法の下、児童福祉法や教育基本法をはじめとする関係法律に基づき、これまで子どもの権利を保障する取組が行われてきたが、子どもに関するあらゆる政策は、「児童の権利に関する条約」の精神に則り、虐待、いじめなどの子どもへの権利侵害を防ぎ、子どもの権利を保護するとともに、子どもの発達段階に応じた意見の尊重・反映により、子どもの最善の利益の実現を図るものでなければならない。このため、家庭・学校・地域などのあらゆる場で、当事者である子どもを含めた国民に対し、「児童の権利に関する条約」等の内容や関連する政府の取組について、理解を深めるための情報提供や啓発を行うことや、子どもに関するすべての政策の基礎となる「こども基本法（仮称）」の制定、子どもに関する政策の企画立案過程において、子どもの意見を聴取し、発達段階に応じ、反映するための仕組み、さらには、子どもの視点に立って、子どもに関する政策を監視・評価し、関係府庁に対して必要な勧告を行うことができるような機能について検討することが求められる。

国会審議で取り上げられた様々な課題

① 子育て支援について (経済的困難、生活保護制度の改善、子ども食堂、学習支援)

② 外国人労働者について (経済的困難、生活保護制度の改善、子ども食堂、学習支援)

③ 外国人労働者について (経済的困難、生活保護制度の改善、子ども食堂、学習支援)

④ 外国人労働者について (経済的困難、生活保護制度の改善、子ども食堂、学習支援)

⑤ 外国人労働者について (経済的困難、生活保護制度の改善、子ども食堂、学習支援)

⑥ 外国人労働者について (経済的困難、生活保護制度の改善、子ども食堂、学習支援)

⑦ 外国人労働者について (経済的困難、生活保護制度の改善、子ども食堂、学習支援)

⑧ 外国人労働者について (経済的困難、生活保護制度の改善、子ども食堂、学習支援)

⑨ 外国人労働者について (経済的困難、生活保護制度の改善、子ども食堂、学習支援)

⑩ 外国人労働者について (経済的困難、生活保護制度の改善、子ども食堂、学習支援)

子ども家庭庁について ※内閣官庁HPより

① 子ども家庭庁の必要性、目指すもの

② 内閣府本部の設置の趣意

③ 法律、事務の移管、廃止、創設

④ 新設の政策課題や課題解決への対応

課題と多様な事例

① 課題と多様な事例

② 課題と多様な事例

③ 課題と多様な事例

④ 課題と多様な事例

⑤ 課題と多様な事例

⑥ 課題と多様な事例

⑦ 課題と多様な事例

⑧ 課題と多様な事例

⑨ 課題と多様な事例

⑩ 課題と多様な事例

子ども家庭庁の組織・業務・権限について (イメージ)

① 内閣府の外局として設置

② 令和5年度でできる限り早期に設置

③ 内閣府組織法、官制法制定、法務部門、支援部門の部門体制

④ 内閣府本部

⑤ 子ども家庭庁

⑥ 子ども家庭庁の組織・業務・権限について (イメージ)

子ども家庭庁の取組について (イメージ)

① 子ども家庭庁の取組について (イメージ)

② 子ども家庭庁の取組について (イメージ)

③ 子ども家庭庁の取組について (イメージ)

④ 子ども家庭庁の取組について (イメージ)

⑤ 子ども家庭庁の取組について (イメージ)

⑥ 子ども家庭庁の取組について (イメージ)

⑦ 子ども家庭庁の取組について (イメージ)

⑧ 子ども家庭庁の取組について (イメージ)

⑨ 子ども家庭庁の取組について (イメージ)

⑩ 子ども家庭庁の取組について (イメージ)

子ども基本法の概要

① 目的

② 基本理念

③ 目的

④ 基本理念

⑤ 目的

⑥ 基本理念

⑦ 目的

⑧ 基本理念

⑨ 目的

⑩ 基本理念

令和4年4月22日衆議院内閣委員会野田国務大臣答弁

子どもまんなか社会とは、常に子どもの最高の利益を第一に考えて、子どもに関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会のことです。

子どもが保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体、言い換えれば**権利の主体であることを社会全体で認識すること**、そして、保護すべきところは保護しつつ、**子どもの意見を年齢、発達段階に応じて尊重し**、そして、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする、そんな社会であると考えています。

ごども家庭庁を創設し、子どもの権利と尊厳をしっかり守る社会を実現してまいります。

～子どもの権利条約について～

子どもの権利条約批准まで

- ・ジュネーブ宣言 (1924年)
- ・世界人権宣言 (1948年)
- ・児童の権利宣言 (1959年) ※児童は権利を有するとしているが保護者中心
- ・国際人権規約 (1966年) ※89国批准
- ・ポーランドの子どもの権利条約草案 (1978年)
- ・ユニセフの提案「子どもの権利条約草案」
- ・子どもは単に大人になるのではなく、(家族以外に) すべてに人間である、あるがまま、今を生きる
- ・国際児童年 (1979年) ※FPO ビューティフルキーム
- ・子どもの権利条約が第44回国連総会で採択 (1989年)
- ・日本が**子どもの権利条約を批准 (1994年) 158 国**
- ・※95%以上が国が批准 アメリカは未批准

子どもの権利条約について

- 全54条 (1～41条が権利に関する規定)
- 子どもを**権利の主体**ととらえて、大人と同様一人の人間としての権利を認める。
- 成長の過程で特別な保護や配慮が必要な**子どもならではの権利**を定める。

子どもの権利条約について

<4つの柱> 案ユニセフによる分類 (ユニセフのホームページより)

- ・**生きる権利**：健康に生まれ、病気やけがの治療を受け、命が守られる権利
- ・**育つ権利**：教育、医療、休憩、遊びなどをして、自分らしく成長する権利
- ・**守られる権利**：あらゆる種類の差別、虐待、搾取などから守られる権利
- ・**参加する権利**：自由に意見を表明し、団体を作ったり、参加する権利

子どもの権利条約について

<条約の4つの一般原則>

- ※国連子どもの権利委員会一般的意見5号(ラ12)
- 行政機関、議会および司法機関全体で子どもの権利の視点を発展させていくためには、とくに委員会が一般原則として特定した条約の以下の条項に照らし、条約全体を効果的に実施していく必要がある。

- ・**差別の禁止 第2条**
- ・**子どもの最善の利益 第3条**
- ・**生命、生存及び発達に対する権利 (成長発達権) 第6条**
- ・**子どもの意見の尊重 (意見表明権) 第12条**

子どもの権利条約について

第2条 (差別の禁止)

1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は差別から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

子どもの権利条約について

第3条1項 (子どもの最善の利益)

- 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 大人が勝手に「子どもにとっていいこと」を決めつけて押し付けることはできない。その子どもの発達段階に応じたコミュニケーションを図り、これらの意思疎通や意見交換の中から、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考える。
- 子どもにとって真かと思ったことも必ずしもそうとは限らない。その子どもを主人公として、対話をしながら、子どもが自分で考え、選択することを支援するのが大人の役割。
- 失敗もしながら成長発達していく。意見を聴かれながら最善の利益を考えて行く。

子どもの権利条約について

第6条 (生命・生存及び発達に対する権利)

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

子どもの権利条約について

第12条 (子どもの意見の意見表明権、意見の考慮、意見聴取の機会)

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由により自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に応じて相応に考慮されるものとする。
 - 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。
- 子どもたちには、自分に関係する全ての事項について、大人に対して意見を述べ、その意見が大人にみて十分に聴かれる権利を認め、大人は、子どもの気持ちや意見を聞く場を設け、その意見に誠実に回答しなければならぬ。意見が異なる場合は、話し合い、納得する結論を探る。こうしたやり取りの中で、最善の利益が見いだされ、子どもが成長発達していく。

子どもの権利を誤解する意見

- ★子どもの権利を認めるとわがまを許すことになる
- ★子どもに権利を与える以上義務や責任がある
- ★子どもに権利を教えると生徒指導がしにくくなる

そもそも「権利」とは

- 誰もが生まれながらにもっている
- 「あたりまえのこと」
- 大人によって認められるものでも、与えられるものでもない。
- ただし、知らない自分の権利を子どもはたくさんいる。

子ども権利の正しい理解

- 子どもの権利 ⇔ 他人の権利
応答する側の大人の義務・責任
- わが家までいんじやないでしょうか...ヤングケアラーの問題。
- こどもの主権=わがままとは思わない、自分の意見を貫くのは素晴らしいこと
- 自分に権利があること、守られていることを知って嬉しい。自分だけではなく他の人の権利の尊重したい
- といった子どもからの声
- 私たち大人も権利を教えないまま大人になった。権利への理解が不十分、覆れていない。
- 将来の日本を仲っていく子どもたちが意見を言えないまま大人になっていくのか？
- 権利は強いものがあるという誤解？

ユニセフ「子どもの権利条約」を学級経営に生かそうより
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/>
人権のアーチ

「権利の保有者」と「義務の担い手」の均衡と支えあいの人権が実現する

アーチは、古くはヨーロッパの水道橋や鉄道橋の建築に用いられ、また建物も支えることができる強固な建築物です。しかし、左右が均衡を保ち互いに支えあっていないと、崩れてしまい危険しません。このアーチの構造のように、人権の実現のためには「権利の保有者」と「義務の担い手」の間の尊重と支えあいが欠かせません。「人権のアーチ」は、この相互の均衡と尊重の上に人権が実現されていくことを、一つのモデルとして表しています。子どもの権利を考えると、子どもたちは「権利の保有者」であり、国や社会、そして子どもに関わるおとなたちが「義務の担い手」となります。国やおとなが「子どもの権利」を守り、子どもたちが自分の権利を実現できる社会、そして、おとな子どもともに尊重しあえる社会を、このアーチは表しています。



ユニセフ「子どもの権利条約」を学級経営に生かそうより
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/>
子どもだからこそ必要な土台

成長途上であり、おとなに比べ弱い立場にある子どもたち。「人権のアーチ」に加えて、子どもの権利を実現するためには欠かすことのできない、「子どもの権利条約」のいくつかの条項があります。上の図に描かれている台の上の子どもたちがしっかりと立っていること、つまり、子どもの命が守られ、健やかに成長できるためには、子どもたちを支える土台がしっかりしないわけにはいきません。



人権のアーチ(The Arch of Human Rights)
 「権利の保有者」と「義務の担い手」の均衡と支えあいの人権が実現する

アーチは、古くはヨーロッパの水道橋や鉄道橋の建築に用いられ、また建物も支えることができる強固な建築物です。しかし、左右が均衡を保ち互いに支えあっていないと、崩れてしまい危険しません。このアーチの構造のように、人権の実現のためには「権利の保有者」と「義務の担い手」の間の尊重と支えあいが欠かせません。「人権のアーチ」は、この相互の均衡と尊重の上に人権が実現されていくことを、一つのモデルとして表しています。子どもの権利を考えると、子どもたちは「権利の保有者」であり、国や社会、そして子どもに関わるおとなたちが「義務の担い手」となります。国やおとなが「子どもの権利」を守り、子どもたちが自分の権利を実現できる社会、そして、おとな子どもともに尊重しあえる社会を、このアーチは表しています。

子どもだからこそ必要な土台

成長途上であり、おとなに比べ弱い立場にある子どもたち。「人権のアーチ」に加えて、子どもの権利を実現するためには欠かすことのできない、「子どもの権利条約」のいくつかの条項があります。上の図に描かれている台の上の子どもたちがしっかりと立っていること、つまり、子どもの命が守られ、健やかに成長できるためには、子どもたちを支える土台がしっかりしないわけにはいきません。

Child Rights Education (CRE) の概観

子どもの権利の教育がもたらす効果

この図は、Child Rights Education (CRE) の概観と、それがもたらす効果を示しています。中心には「子どもの権利」とあり、周囲には「権利の保有者」と「義務の担い手」の均衡と支えあいが示されています。また、子どもの権利条約の12の条項が示されています。

子どもの権利の教育がもたらす効果

子どもの権利の教育は、子どもたちに権利意識を醸成し、社会参加を促す効果があります。また、子どもたちの権利意識を醸成し、社会参加を促す効果があります。

2 学校と子どもの権利

- 学校教育法
- 第1条（教育の目的）
- 第1条（教育の目的） 教育は、**人間の完成**をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の責任をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
- 学校は子どもたちが人格の完成を目指して成長発達をする場**
- 教員は、子どもの教育を受ける権利を充足する、義務の担い手（権利を保障する立場）
- SWも教育と福祉の両面に關して、学校や家庭等と協力し、環境に働きかけるなどして困難を改善し、児童生徒の権利を保障する立場にある

学校や教育に関して日本は国際社会でどう見られているのか

- 国連子どもの権利委員会第4回・第5回政府報告書に基づく結論所見（2019年3月）
- <緊急の措置がとられなければならない分野>**
- 1 **差別の禁止**
- 2 **子どもの意見の尊重**・・・意見を形成することのできる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事項について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見が正當に考慮されることを確保されるように促す。家庭、学校、地域コミュニティ等で、あらゆる年齢の児童に対して、すべての子どもが意味のある形でかつエンパワーメントがもたらされることを積極的に促進するよう勧告する。
- 3 **体罰**・・・学校における禁止が効果的に実施されていない。体罰その他の懲罰または品位を傷つける形罰の撤廃から保護される子どもの権利に留意する。いかに罰いものあつても法的に禁止すること、罰則的かつ非裁量的かつ非城固の形罰の廃止を推進する等の手段により、あらゆる現場での体罰解消の促進を強化。
- 4 **暴行環境を奪われた子ども**
- 5 **リプロダクティブヘルス及び精神保健**
- 6 **少年司法**

学校や教育に関して日本は国際社会でどう見られているのか

■教育に関する指摘（パラ39）

- いじめ防止対策推進法に基づき効果的ないじめ対策、ならびに、学校におけるいじめを防止するための反いじめプログラムおよびキャンペーンを実施すること。
- ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること。

生徒指導における子どもの権利の問題

生徒指導の定義

生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることが出来る存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動である。

※が、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよき可能性の醸成と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える。

生徒指導提要より

SSWも「チーム支援」の一員として対応することが明記されている。

不適切な指導の問題

- 「指導研究」1952年～2018年までで102件 ※（一社）ここから未来 武田さちこ氏の調査より

■不適切指導の具体例

- ①児童生徒の思い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- ②組織対応をせず、一人の教員の判断で指導する。
- ③他の児童生徒の悪言や、先輩等の任意等の威圧的、感情的な言動で叱責する。
- ④大声で怒鳴る、ものを叩く投げる等の威圧的、感情的な言動で叱責する。
- ⑤過去の指導内容まで引き合いに出してあれもこれも叱責する。
- ⑥なだめ役をやらず強硬な威圧的な指導をする。
- ⑦指導後に教室内に人にする、一人で帰らせる。
- ⑧児童生徒に連帯責任を負わせる。

※安全な生徒指導を考える 令和4年2月10日付け提言書より

生徒指導提要の改訂

「1.2.1 児童生徒の権利の理解」

(1) 児童の権利に関する条約

まず、第一は、教職員の児童の権利に関する条約についての理解です。児童生徒の人権の確保という場合に、留意すべきは平成元年11月20日に第41回閣議決定において採択された**児童の権利に関する条約**です。日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成9年に批准し、効力が生じています。本条約における児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。

(四つの特徴)

生徒指導を実施する上で、児童の権利条約の四つの特徴を理解しておくことが大切です。それ以降、第一に、児童生徒に対するいじめの差別もしないこと、第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達を保障すること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていることです。いじめや暴力行為は、児童生徒の人権侵害であるばかりでなく、道徳や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を置くことが大切です。また、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます。

生徒指導提要の改訂

(2) こども基本法

令和4年6月に公布された「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることが出来る社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とし（第1条）、以下のような基本理念などが示されており、児童の権利に関する条約と併せて本法基本理念の趣旨等について理解しておくことは重要です。

(基本理念の主な記載)

- ①全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的な人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。（第3条第1号）
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が十分に保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。（第3条第2号）
- ③全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。（第3条第3号）
- ④全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。（第3条第4号）

事例で考える子どもの権利

- ある日Aさん（中学1年生男子）が「学校に行きたくない」と言い、欠席をする。
- 平日、保健室に登校。担任が保健室に行き、「何か嫌なことがあったのか?」と聞くと、Aは「嫌なことがあったけど話したくない」と答える。
- 担任は「嫌なことがあったら紙に書いて欲しい。」と言って紙を渡して退出する。
- Aは、書き終った紙に「Bから邪魔と書いて押された。体育の授業のときに書きしめられた。」と書いた。
- 戻ってきた担任が、「他にないか。嫌なことは全部書くように。」と伝えると、Aは、思い出しながら「Cからお前はどうでもいいと書かれた。」「Dに笑われた。」と書いた。
- 担任は、教課簿にB、C、Dを呼び出して、Aが紙に書いた内容を伝えて、Aに謝るように言う。
- A、B、C、Dを揃えて、謝罪をさせた。
- 学校を欠席する・・・学習権、意見表明権、人格権、成長発達権
- 嫌なことを話さざる、書かせる・・・意見表明権、人格権、成長発達権
- 謝罪させる・・・意見表明権、人格権、成長発達権
- そもそも「子どもの最善の利益」が考えられているのか?
- 対応によっては、成長発達を保障するのではなく阻害されてしまうこともある

様々な場面で子どもの権利を意識した対応を

- ・いじめ・・・いじめを受けた子ども、いじめをしたとされる子どもそれぞれの権利（意見表明権、学習権、生命・生存権、成長発達権、人格権など）
- ・体罰・懲戒・・・体罰は禁止。懲戒（叱責、訓告、宿題や清掃当番の割り当てなど）における意見表明権、人格権、学習権など
- ・不登校・・・学習権、意見表明権、成長発達権など
- ・特性のある子ども、発達に課題のある子どもへの対応・・・意見表明権、学習権、成長発達権、人格権、差別の禁止（合理的配慮）
- ・校則などの学校でのルール・・・子どもの人権（人格権、表現の自由など）を制約するもの。合理的な理由、必要性、相当性があるのか、子どもたちの意見を反映させる仕組みづくり。
- ・外国にルーツをもつ子ども・・・学習権、差別の禁止など

子どもの最善の利益を考える

3 終わりに

- 福祉専門職の皆様は子どもを主体としてエンパワーメントするという視点を持ち合わせていると思いますが、学校現場全体ではどうか？
- 指導・管理の対象としてではなく、権利の主体として、成長発達を支援するという視点への転換

3 終わりに

学校は、子どもたちの成長発達を支えるとても素晴らしい場です。

子どもを権利の主体として、子どもの人格を尊重し、子どもの意見を聴き、子どもの最善の利益を考慮することを常に念頭に

命を生きる子どもたちの権利の義務の担い手である大人の一人としてぜひ協力し合っていきましょう。



未来の自分について語ろう

～かたる・つながる・たいわの「わ」～



福岡県スクールソーシャルワーカーSV
精神保健福祉士・社会福祉士・公認心理師
高口 恵美

自己紹介

高口 恵美 (こうぐち めぐみ)
精神保健福祉士・社会福祉士・公認心理師

- ◎ 西南女学院大学 保健福祉学部 福祉学科 非常勤講師
- ◎ 福岡県スクールソーシャルワーカー
(大牟田市・南筑後教育事務所SV)
- ◎ 精神科ソーシャルワーカー
- ◎ 介護予防相談センター
- ◎ 熊本保護観察所

他

自己紹介

クライアントとご家族に初めてお会いする日、あなたは自己紹介と自分の仕事の役割をどのように伝えますか？出会う場面で、自分の役割をどのように伝えるか、それは互方で合意を築き信頼関係を築く第一歩であり、後のトラブルを回避することにも繋がります。

自己紹介は相手に合わせて提供できるよ（心身の状態、理解力など）いろんなバリエーションを用意しておくことをおすすめします。

職場の研修でロールプレイしても面白いですよ！




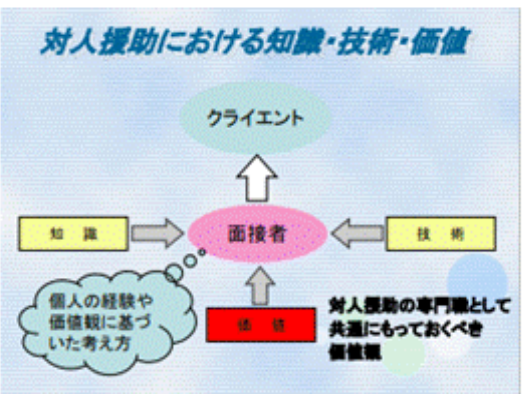
その時の表情を書き入れてみましょう

「サービス」と「ホスピタリティ」



わたしたちは「相談面接」を専門性とした対人援助職

一定の状況下において面接者とクライアントとが、相談援助の目的をもって実施する相互作用(コミュニケーション)のプロセスであり、一定の要件のもとで両者間に結ばれる援助関係を基軸として展開される専門的な援助活動

相談面接技術のポイント

相談関係の形成

「ケースワーカーとクライアントの両者が形成する
援助関係は、ケースワークの魂である」

(バイステック Felix P.Biestek)

～援助面接の有効的な原則～

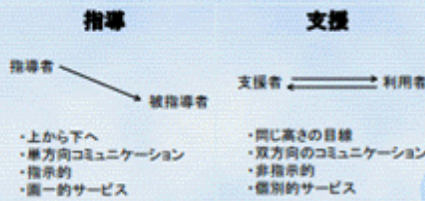
- ・受容 ・共感的理解 ・個別化 ・非審判的態度



基本的な面接プロセス

- ①援助関係を作る
- ②アセスメントを行う
- ③問題解決に向けて介入する
- ④援助関係を終結する

指導と支援の違い



「対話」とは

対話とは自分を「語る」こと(内的対話)、他者の想いを「聴く」こと

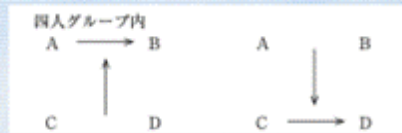
- ⇒聴く・考える・感じ取る という段階で成り立つ
- ⇒多量性や多量性の想いを受け入れる
- ⇒自分の考えを持つことが出来る
- ⇒対話は共に観点で行われる相互に受容的である

自分の強いや力に気づき
「勇気」が養われる



リフレクティングトークを用いたグループワーク

リフレクティングトークとは、「聴く」と「話す」を分けて行うことで、自分自身の気持ちに気づく(内的対話)を促すといった、コミュニケーションスキル(家族療法)の一つです。



- ①一人が「話す人」一人が「聴く人」二人はその会話を「観察する人」に分かれます
- ②聴く人は通常の家族療法、相手の話や想いを手記法してあげてください、観察者のお二人はうなずいたり反応したりせず、聴くことに集中してください(約2分)
- ③観察する人だったお二人が、お話を聞いた感想やそのとき感じた想いを話してください(約2分)
- ④観察者の話を聞いて、話をした人がどう感じたかをシェアしてください(約1分)

リフレクティングトークのルール

- ①あくまでその場の会話内容に基づいて反応や観察を行い他の次第からそれを持ち込まない
- ②否定的なことを言わない
- ③断定的な話し方は避ける
- ④チームメンバー同士で向き合って話す

通常はこのように形で実践するが、応用が可能で3人から実践できる



面接者とクライアントのみでも可能

聴く人は一人でも可能

リフレクティングトークの基本的流れ

- ①事前準備-会話に入る前の段階で、話しをする人(クライアントなど)に対して、この時間をどのように使いたいと思うか、どのような形で話し合うのがよいかを尋ねる。
- ②まずは全体で話し合いをする(必要に応じてルールの共有)
- ③面接チームのセッション1-面接者と話しをする人、その家族や関連する人と面接を行う
- ④リフレクティングチームからのアイデア提示(面接セッションがひと段落したところで、リフレクティングチームに話を促す(本人や家族にそれを聴きたいか確認する))
- ⑤リフレクティングチームのセッション1-話を聴いて感じた思いや、生じたアイデアについて会話し、面接チームは耳を傾ける
- ⑥面接チームのセッション2-リフレクティングチームによる会話を踏まえて、再び会話し
- ⑦以上のプロセスを1~数回反復する
- ⑧最後は必ず面接システムのセッションで終了する

※事前準備の関わりは、マインドセットのためにもとても大切な会話のプロセス
 ※沈黙や「間」は考える時間、大切に
 ※全体で90分程度が目安、ながくても120分は超えないのがベター

では早速、グループワークで体感！

未来について語ってみましょう

あなたは一年後、どんな自分になりたい？

そのために不安なこと、疑問に思っていること
 こんな力を身に付けることができればいいな。など
 想いを語ってみましょう。

わたしたちは「人」を対象とした、 「対人援助職」です

病院なら「患者さん」。学校なら「生徒さん」。
 福祉では「利用者さん」「対象者」「クライアント」・・・

誰かの方になりたい
 人のために働きたい



わたしたちの仕事は「感情労働」

- ◆相手の感情に寄り添って仕事をする
 - …時には、怒りをぶつけられたり
泣かれたり、すがられたり
生死にかかわる状態にある人と向き合ったり
悲しみや怒り、苦しみや不平不満と向き
合ったり・・・

援助職者は、高度な感情の
コントロールが要求される

支援者自身も生活者



なぜ、今の仕事を選んだのでしょうか？

《相談援助の「プロ」として・・・》

- ◆責任
- ◆義務
- ◆使命感



《相談援助の「プロ」だからこそ！！！！》

- ◆仕事で援助を行うという意識
- ◆対象になる人と自分との境界を設け、客観的に
- ◆援助の範囲と枠をきちんと設ける
 - のめりこみ(共依存)を制御

ストレスに対応する力 (コーピング)を高める

- ① ストレッサーを取り除く
- ② 出来事がストレッサーになるのを防ぐ
- ③ 避けられないストレッサーの取り扱いに熟達する
- ④ ストレッサーを紛らわしたり、リラックスする方法を身に着ける

ストレスになるのを防ぐ・弱める

◎ 自己主張をする

- 1) 自分のことは責任を持って自分で決めることができる
- 2) やれないものはやれないと言える
- 3) 私の責任で行ったのだから他人に変えることはできない
- 4) ほかの人も、わたしと同じように自由に考えふるまうことができる

◎ 相談相手を持つ

- 1) アイディアをもらえる 2) 協力してくれる 3) 助けましてくる、支えてくれる

◎ 我慢する

例)「勉強しなきゃ!!」→「とりあえずは我慢。向き合ってみる」→乗り越えた達成感

スーパーバイズを受ける

- ① 教育的な役割
- ② 仕事の質を評価する
- ③ 情緒的なサポートを行う



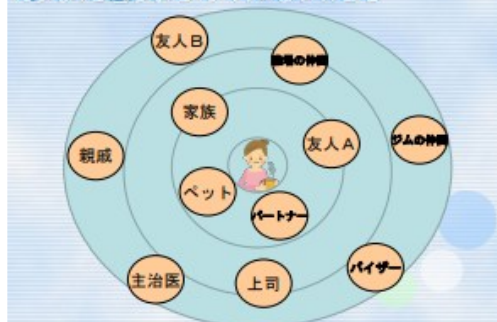
- ・仕事の進め方はそのままでもいいのか?
 - ・仕事のやりかたは他にはないのか?
 - ・仕事の手順についてこのままでいいのか?
- 第三者の目で客観的に見てもらい、必要に応じてアドバイスをもらう

自分なりのストレスへの対処法 (コーピング)を見つける

- ◎ 相談相手を持つ
- ◎ 体を動かしてみる
- ◎ 考え方の転換(ポジティブに考える)
- ◎ 自分に優しい言葉を使う
- ◎ リラクゼーション法を取り入れる
- ◎ 気心した友人や家族との時間を楽しむ
- ◎ 音楽を聴く、演奏する、映画を楽しむ
- ◎
- ◎
- ◎



あなたを支えてくれる人たち



あなたを支えてくれる人たち





一般社団法人福岡県SOSボランティアセンター協会
2022年度 専門研修

セッション1: ビデオコーディング
インボランタリーな
保護者へのアプローチ

福岡県立大学 奥村 賢一

本日のテーマ

自らの実践に対して質的データ分析を行い、インボランタリーな保護者に対するSSWのアプローチの理論構築をしてみよう！！

研修の手順

- ①データ抽出
- ②コーディング
- ③カテゴリ化
- ④理論構築

①データ分析

- 制限時間は20分
- これまでの実践で行ったインボランタリーな保護者に対するアプローチを模造紙に記述する
- 効果・非行化・逆効果の三点に留意

インボランタリーな保護者



模造紙の使い方

カテゴリ	コード	テキスト

模造紙の使い方

効果	非効果	逆効果
A-1 保護者が希望する曜日・時間帯・方法での面会を提案。	B-1 定期的に手紙を自宅のポストに投函する。	C-1 アポイントで早朝に家庭訪問を行う。

②コーディング

- 制限時間は20分
- 抽出されたデータの共通するキーワード(視点・配慮・行動・特徴etc.)にマーキングを行う。

模造紙の使い方

効果	非効果	逆効果
A-1 保護者が希望する曜日・時間帯・方法での面会を提案。	B-1 定期的に手紙を自宅のポストに投函する。	C-1 定期的に家庭訪問を行う。
A-2 保護者が求める情報を提供する。	B-2 面会日時を調整する。	C-2 保護者から「連絡は一切しないでくれ」と言われたので、家庭訪問もせずに放棄する。
A-3 当該児童に対して保護者が行っている支援から始めていく。	B-3 面会日時を調整する。	C-3 面会日時を調整する。

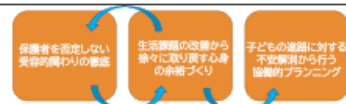
③カテゴリ化

- 制限時間は20分
- 文字データに概念(小見出し)を付与していく。エッセンスを失わない圧縮を意識する。
- 内的思考にフォーカスを当てる

③理論構築

- 制限時間は20分
- すべてのカテゴリから導き出されたアプローチの法則を説明する。
- ストーリーライン(話の流れを作るイメージ)としてまとめる。

結果図のまとめ



導入期は保護者の味方となるべく、いかなる状況も受容的に受け止める姿勢を明示したうえで、そこから垣間見える生活課題を一つずつ改善へと導くなかで、保護者のエンパワーメントに対する信頼感を獲得していく。その積み重ねにより、次第に子どもの教育課題に向き合う機会を創出していくことで、卒業後の進路に向けた話し合いを協働的なスタンスを要請しながら行っていく。

PCAGIP(ピカジップ)を活用した事例検討

PCAGIPとは

事例提供者が簡単な事例資料を提供し、ファシリテーターと参加者が安全な雰囲気の中で、その相互作用を通じて参加者の力を最大限に引き出し、参加者の知恵と経験から、事例提供者に役立つ新しい取り組みの方向や具体策のヒントを見出していくプロセスを共にするグループ体験

PCA パーソンセンタードアプローチ

クライアントこそが問題解決の主人公である

一人の内部に自己理解や自己概念、基本的な態度、自発的な行動変化を促すための大きな資源が内在しているという考えか

GIP グループインシデントプロセス

グループの力を活用してコミュニティの中で仲間を支えられながら気づきを得る方法。

インシデントプロセスは発表者の短い報告に対して参加者が質問を行い、出来事を確認し、その背景の事実を調べ、問題点を抽出し、その対応について考える

PCAGIPの視点

- ①「事例」が主役でなく「事例提供者」が主役
- ②カンファレンスはコミュニティの場
- ③参加者はカーパートナーである
- ④多様な視点を共有する
- ⑤結論ではなく今後のヒントを得る
- ⑥参加者みんなで作る時間と物語

PCAGIPのプロセス

- ①事例提供者と事例の状況を徹底して理解する(質問の時間)
- ②事例提供者の資料を多様な視点から理解し参加者で共有する(視点が広がる)
- ③事例提供者と事例を取り巻く全体状況を理解する(本当はホワイトボードなどで可視化する)
- ④全体状況図に基づき、今後の見通しを立てる

【大切な姿勢】
批判しない、記録をとらない、参加する

今日は小さなグループの中で、
気付きあい支えあえる時間を過ごしましょう

(3) 研究・国際交流委員会

研究・国際交流委員長 門田 光司

i) 研究・国際交流委員会について

1. 研究・研修助成事業

本事業は、正会員の資質向上や学校ソーシャルワーク実践の進展に寄与する目的で、研究・研修について助成を行うものです。令和4年度からは研修助成とし、助成内容例では個人の研修参加費や研修旅費、自主研修会（グループ）での会場費及び講師費に変更しました。しかし、まだコロナ禍での影響なのか、公募申請はありませんでした。令和5年度では、国のコロナ禍対策も緩和されていきますので、研修助成が活用されていくことを期待します。

2. 国際交流事業

2022年度は、Asia Network of School Social Work(ANSSW)のニューズレター第5号（7月）と第6号（11月）が発行されました。第5号のテーマは、「不登校と学校ソーシャルワーク」です。本協会からは、門田光司氏が日本の不登校の状況について、池田敏氏が小中学校、濱とおこ氏が高等学校における不登校へのSSWの取組みについて報告しました。韓国からは技術高等学校での欠席・退学について、台湾からは義務教育法での進路ガイダンスについて、シンガポールからは不登校アセスメント尺度について報告がなされています。なお、第5号の編集担当国は本協会、奥村賢一副会長が編集作業にあたってくださいました。

第6号のテーマは設定せず、各国のSSWの活動の紹介となりました。本協会からは、奥村賢一氏が保護者支援におけるSSWの役割について報告しました。韓国からは生徒の成長発達のための支援システムの統合の設立について、シンガポールからはシンガポールでの学校ソーシャルワークについての報告がなされています。

なお、第7号が3月に発行予定でしたが、諸事情から発行されませんでした。また、2023年度は第3回ANSSW大会の時期ですが、韓国から6月ごろにソウルで開催したい意向が示されました。

(4) 広報委員会

広報委員長 奥村 賢一

i) 多様な広報活動に向けた基盤作り

1. 2022 年度の組織体制

2022 年度の広報委員会は、理事の改選・運営委員の新規任用に伴い、新たに 4 名体制で発足した(表 1)。今年度も広報委員会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインまたはメールにて開催した。今年度は各業務の主担当を決める一方で、可能な限り広報委員が各々の業務を協力・分担して行った。

表 1 2022 年度の広報委員会役割分担表

役職	氏名	主な担当業務
広報委員長	奥村 賢一	全体統轄、ホームページ・SNS 及び動画データ管理 他
広報委員	坂本 美紗	年報編集、テキストデータ管理 他
広報委員	蒲池 恵	研修チラシ、大会ポスター等の統括 他
広報委員	飯盛 友紀	広報誌 (Relations) 統括、ノベルティデザイン 他

2. 主な委員会活動

(1) ホームページ等

- ①協会ホームページリニューアル
- ②大会・研修等のポスター・チラシ掲載及び情報掲載
- ③SNS (Facebook、Instagram) での情報配信
- ④Newsletter (ANSSW) Vol.5 & Vol.6 の掲載

(2) デザイン関係

- ①ホームページ及びポスター等デザインの外部委託
- ②第 11 回大会ポスター 計 1 点
- ③研修 (全体・基礎・専門) チラシ 計 10 点
- ④Asia Network of School Social Work in Korea 大会要項翻訳 計 1 点

(3) 年報・広報誌

- ①2022 年 9 月 23 日 年報 2021 「frontier」 発刊
- ②2022 年 12 月 1 日 広報誌 「Relations」 vol.14 発刊

(4) その他

- ①正会員継続記念ノベルティの制作 (ボールペン、クリアファイル)
- ②新たな協会広報啓発活動に向けたツールの開発に関する検討

ii) 2022 年度活動出版物

1. 大会・研修ポスターデザイン

1) 第 11 回大会



2) 全体研修

FUKUOKA ASSOCIATION OF SCHOOL SOCIAL WORK

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会

2022年度全体研修

「学校ソーシャルワークの歩みとこらからの期待」

講師：一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会
会長 門田 光司 (久留米大学教授)

△ 当初、本研修はオンラインでの開催をご案内しておりましたが、随時の事情によりオンデマンドに実施方法が変更となりました。なお、当日の観覧は予定通り11時30分からオンラインで行います。

◆ 開催日時 2022年6月18日(土) 10:00
～ 6月30日(木) 23:30

■ 開催方法 オンデマンド (Youtube 限定公開)

▼ 対象 ①正会員 ②賛助会員

❖ 参加費 ①1,000円 ②1,500円

▶ 申込期間 2022年6月17日(金) 23:00

●●● 備考 ●●●

*お申し込み後に、ご登録いただいたメールアドレスに本研修の必要情報をお送りいたします。
*協会広報より研修の感想等をお願いする場合があります。ご協力をよろしくお願いいたします。

お申込みはこちら

この件に関するお問い合わせは↓

一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局
〒802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4丁目2番1号
北九州市立大学地域創造学部・基礎教育センター寺田千栄子研究室
TEL:093-964-4214 (研究室直通) E-mail: info@fassw-2012.jp

FUKUOKA ASSOCIATION OF SCHOOL SOCIAL WORKERS

2022年度 全体研修

子ども基本法の成立で何が変わる？(仮)

講師 **柳 優香氏**
六本松中央法律事務所

公開方法 **オンデマンド (YouTube限定公開)**

公開期間 **11月1日(火)～11月30日(水)**
申込期間:10月20日(水)～10月31日(月)

対象 **正会員・賛助会員・学生会員**

お申込みはこちら

参加費 正会員 1,000円
賛助会員 1,500円
学生会員 500円

この件に関するお問い合わせは↓

一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局
802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4丁目2番1号
北九州市立大学地域創造学部・基礎教育センター寺田千栄子研究室
TEL 093-964-4214 (研究室直通) E-mail: info@fassw-2012.jp

3) 基礎研修

2022年度 全体研修
福岡県の大麻乱用防止対策と乱用防止プログラムについて

講師 「福岡県の大麻乱用防止対策について」
児玉 臨氏 福岡県保健医療介護部薬務課 麻薬係長

「少年用大麻乱用防止プログラム(F-CAN)を
実施して見えてくる少年の姿と今後の展望(仮)」
森 治美氏 福岡県警察本部生活安全部少年課 係長

公開方法 **オンデマンド (YouTube限定公開)**
公開期間 **3月25日(土)～4月16日(日)**
申込期間: 3月18日(土)～4月9日(日)

対象 **正会員** 申し込みはコチラ!
賛助会員
学生会員

参加費 **無料**

この件に関するお問い合わせは↓
一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局
802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4丁目2番1号
北九州市立大学地域創生学群・基礎教育センター寺田千栄子研究室
TEL 093-964-4214 (研究室直通) E-mail: info@fassw-2012.jp

ONLINE ASSOCIATION OF SCHOOL SOCIAL WORKERS
福岡県スクールソーシャルワーカー協会
福岡県スクールソーシャルワーカー協会

オンライン交流会と
オンデマンド配信です!

2022年度 初任者研修

一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会
2022年度 初任者研修

オンライン交流会開催 2022年4月23日(土)10:00-11:30
オンデマンド公開期間 2022年4月23日(土)～2022年5月31日(火)

研修1 スクールソーシャルワーカー事業の歩み
研修2 スクールソーシャルワーカーの専門的役割と機能
研修3 スクールソーシャルワーカーの求めに応じた価値・倫理
研修4 4月からの動きを考えよう

この件に関するお問い合わせは↓
一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局
802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4丁目2番1号
北九州市立大学地域創生学群・基礎教育センター寺田千栄子研究室
TEL 093-964-4214 (研究室直通) E-mail: info@fassw-2012.jp

2022年度 基礎研修
未来語り～1年後の自分～

ファシリテーター **高口 恵美氏**
福岡県教育委員会 南筑後教育事務所
スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー

日時 **2022年8月25日(木)**
18:30～20:00

場所 **天神ロフトビル8階** (福岡市中央区渡辺通4-9-25)
福岡市営地下鉄七隈線「天神南駅」徒歩3分
西鉄天神大牟田線「西鉄福岡駅」南口すぐ

対象 **実務経験1～2年目の
正会員・賛助会員・非会員**
※先着20名 申し込みはコチラ!

参加費 **正会員 1,500円
賛助会員 2,000円
非会員 2,000円**

この件に関するお問い合わせは↓
一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局
802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4丁目2番1号
北九州市立大学地域創生学群・基礎教育センター寺田千栄子研究室
TEL 093-964-4214 (研究室直通) E-mail: info@fassw-2012.jp

2022年度 基礎研修
**年終未だよ! スクールソーシャルワーカーの自己点検
～基本的な原理と基本的な倫理基準の観点から～**

講師 **池田 敏氏**
福岡市教育委員会

公開方法 **オンデマンド (YouTube限定公開)**

公開期間 **1月22日(日)～2月26日(日)**
申込期間: 1月14日(土)～2月12日(日)

対象 **①正会員**
※SSWとしての実務経験3年以上まで
②賛助会員
③学生会員 申し込みはコチラ!

参加費 **正会員 1,000円
賛助会員 1,500円
学生会員 500円**

この件に関するお問い合わせは↓
一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局
802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4丁目2番1号
北九州市立大学地域創生学群・基礎教育センター寺田千栄子研究室
TEL 093-964-4214 (研究室直通) E-mail: info@fassw-2012.jp

4) 専門研修

2022年度 基礎研修
三人よれば文殊の知恵
～どんな時どうする？慌んで知識を出し合おう！～

事例提供者 **牛島 道太氏**
筑後市教育委員会

ファシリテーター **井上 由紀氏**
大牟田市教育委員会

日時 **2023年3月25日(土)**
10:30～12:00
申込期限:3月23日(木)

方法 **オンライン zoom**

対象 ①正会員
※SSWとしての実務経験3年目まで
②賛助会員
③学生会員

参加費 正会員 1,000円
賛助会員 1,500円
学生会員 500円

お申込みはコチラ



この件に関するお問い合わせは↓
一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局
802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4丁目2番1号
北九州市立大学地域創生学群・基礎教育センター寺田千栄子研究室
TEL 093-964-4214 (研究室直通) E-mail: info@fassw-2012.jp



2022年度専門研修

久しぶりの対面開催です！
先着20名様となっております！



持性の理解から始める
見立てと手立て

開催日時 2022.4.17(日) 9:50～12:15

講師 NPO法人 プライターステップ 理事長 宮野伸枝先生 (社会福祉士)

会場 エイムアティン賃会議室

タイムスケジュール
9:30～ 受付開始
9:50～10:00 開会行事
10:00～12:00 講義
WS(休憩あり)
12:00～12:15 質疑応答
12:15～ 閉会行事

年	学歴
2003	カリフォルニア州サンディエゴ研修留学
2004	カリフォルニア州サンディエゴ研修留学終了 児童デイケアセンター-Gateway
職歴	
2005	児童養護施設 社会福祉法人 慈光園入社
2006	発達障害特化型支援機関 NPO法人 それいゆ通社 ・教育心理セラピストとして発達障害児(幼)の個別療育・個別相談を担当し、佐賀県内の学校コンサルテーション等も行う。
2011	発達障害特化型支援機関 NPO法人 それいゆ通社 児童教育心理サポートセンター-NPO法人 アトリエアトリエ設立・現在に至る ・2012年から長崎県スクールソーシャルワーカーとして、 ・2013年から長崎県スクールソーシャルワーカーとして、 対高全員の幼稚園(小・中学校)の子どもの相談に対応している。(現在はSSWのみ)

この件に関するお問い合わせは↓
一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局
802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4丁目2番1号
北九州市立大学地域創生学群・基礎教育センター寺田千栄子研究室
TEL 093-964-4214 (研究室直通) E-mail: info@fassw-2012.jp



2022年度 専門研修
レッツ！ピア・トレーニング#1
『インボランタリーな保護者へのアプローチ』

講師 **奥村 賢一氏**
福岡県立大学 准教授/本協会 副会長

日時 **2022年11月26日(土)**
14:15～16:15 (受付:14:00)
申込期限:11月23日(水)

場所 **みんなの貸し会議室 博多駅前店**
福岡市博多区博多駅前1丁目3-22 かき番ビル3階 303会議室

対象 ①正会員
※SSWとしての実務経験3年以上

先着15名

参加費 正会員 1,500円

お申込みはコチラ



この件に関するお問い合わせは↓
一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局
802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4丁目2番1号
北九州市立大学地域創生学群・基礎教育センター寺田千栄子研究室
TEL 093-964-4214 (研究室直通) E-mail: info@fassw-2012.jp



2022年度 専門研修
オンライン事例検討会
～多くの問題を抱える家庭への支援を考える～

講師 **高口 恵美氏**
福岡県教育委員会 南筑後教育事務所
スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー

事例提供者 **古賀 幸広氏**
香春町教育委員会

日時 **2023年3月25日(土)**
20:00～21:30
申込期限:3月23日(木)

方法 **オンライン zoom**

対象 ①正会員
※SSWとしての実務経験3年以上

参加費 正会員 1,000円

お申込みはコチラ



この件に関するお問い合わせは↓
一般社団法人 福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局
802-8577 福岡県北九州市小倉南区北方4丁目2番1号
北九州市立大学地域創生学群・基礎教育センター寺田千栄子研究室
TEL 093-964-4214 (研究室直通) E-mail: info@fassw-2012.jp



2. 広報誌 Relations【2022年12月1日掲載】

一般社団法人
福岡県スクールソーシャルワーカー協会
広報誌VOL.14 2022/12/1

皆様どうぞよろしくお願いいたします。
2022 FASSW 運営委員紹介

子どもがの意を聞けてくれるSSW
色んな意味で無敵のSSW
どんなSSWになりたい？
挑戦し続けるSSW
初心を忘れないSSW
絆なSSW
子どもたちの幸せを絶対に諦めないSSW
子どもと一緒に成長を考えられるSSW
アクティブ＆ポジティブなSSW
しなやかなSSW
おあらかんSSW
あしむのが上手いSSW
1歩ずつ目標に向かえるSSW
広～い心のSSW
熱くて冷静なSSW
七転八起なSSW
広いネットワークを持ったSSW
引き出し豊富なSSW

SSW 密着24時！

太宰府市教育委員会
スクールソーシャルワーカー
栗田真生さん

Mao Shibata

今回インタビューに答えてくださったのは太宰府市スクールソーシャルワーカーの栗田真生さんです。1日のスケジュールから、日々のリフレッシュ方法まで、スクールソーシャルワーカーの24時間を覗いてみました！

Mao's 1day schedule

6:30 起床
7:00 朝食
7:30 出勤
8:30 授業
18:00 通勤
18:30 帰宅
19:00 夕食
20:00 洗濯
21:00 準備
21:30 読書
22:30 就寝

めしもりんのこしかたん！ Vol. 1

福岡 お鍋3選

01 もつ鍋一振 今泉菜花/大村尚志(立花博徳) 福岡県立立花高等学校 福岡県立立花高等学校 福岡県立立花高等学校 福岡県立立花高等学校

02 村崎炊飯研究所 鹿戸本店/鹿戸店 福岡県福岡市東区 福岡県福岡市東区 福岡県福岡市東区 福岡県福岡市東区

03 米と葡萄酒玄酒店 中津区中津1-2-21 福岡県中津市 福岡県中津市 福岡県中津市 福岡県中津市

MESHIMORIN NO KOKOSHIKAKATAN!

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会広報誌 Relations VOL.14
発行責任者：栗村賢一 企画・編集：広報委員会（栗村賢一/滝池/坂本美紗/飯盛友紀）

【お問い合わせ】一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会事務局
〒802-8577 北九州市小倉南区北方4丁目2番1号 北九州市立大学地域創生学群・基礎教育センター 寺田千栄子研究室
TEL:090-2336-4214 E-MAIL:info@fssw-2012.jp

3. ホームページ

1) Asia Network of School Social Work (ANSSW)

① Newsletter (Vol.5)

Asia Network of School Social Work

ANSSW Newsletter Vol.5
July 2022
Editor: Koji Kadota, Kenichi Okumura

School Social Work for Non-Attendance at Schools in Japan

Koji Kadota (President of Fukuoka Association of School Social Workers)
Satohshi Ikeda (School Social Worker of FUKUOKA City)
Tobiko Hama (School Social Worker of FUKUOKA Prefecture)

1. Non-Attendance in Japan (Koji Kadota)
In Japan, *futokuoku* or non-attendance is defined by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, as follows: "Non-attendance refers to a student who do not or cannot attend school for more than 30 days in a school year, due to psychological, emotional, physical, or social cause or background. Those with health and financial reasons are omitted." Since school education in Japan is offered in school buildings, students who do not show up in their classrooms for more than 30 days will be considered chronically absent.
Futokuoku was first reported in the late 1960s. Students who had no physical illness or financial reasons but could not go to school began to appear. In the latter half of 1970s, many non-attendance cases were reported in junior high schools. Cases in elementary schools increased in 1980s. As the Chart 1 shows, non-attendance is still on the rise. The percentage of elementary school non-attendance in 2020 is 1.00% (1 in 100 persons), and 4.09% (1 in 24 persons) in junior high schools. Although data for 2021 during Covid-19 has not been announced yet, presumably, it is higher than 2020.

Fig. 1 Changes in Non-attendance Cases
(Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, 2022)

② Newsletter (Vol.6)

Asia Network of School Social Work

Newsletter Vol.6 (November 2022)
Editor: Kyunghyun Park, Tae Lee (KASSW)

Warm Seasonal Greetings to School Social Work Colleagues in Fukuoka(Japan), Korea, Singapore, and Taiwan. Thank you for your dedication for the happiness of students over the past year. What are your top news in 2022? In this sixth newsletter of ANSSW, you can hear the news from Japan, Korea, and Singapore. Next year we'll have the 3rd ANSSW international conference. It is going to be held on the 2nd of June 2023 in Korea. KASSW is looking forward to seeing you face to face in Seoul. KASSW will share the theme of the conference and other things in January.

If you have any questions about ANSSW, please email khoyioy@daum.net or the representative of the (School) Social Workers Association in your country. If you are a school social worker(-to-be) in any Asian country other than Fukuoka, Korea, Singapore, and Taiwan, don't hesitate to join ANSSW and enrich our friendship.

Merry Christmas & Happy New Year!

* TASSW(Taiwan) and MASSW(Mongolia) said sorry for not being able to submit the article for this issue.

編集後記

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会 2022 年度版の年報をお届けします。

2022 年度は感染症対策を講じながらも、対面での研修機会が少しずつではありますが戻って参りました。第 11 回大会では多くの皆様にご参加いただき、顔を合わせて交流出来る喜びを感じられた 1 年でした。今後も年報を通じて、協会の活動や実績を皆様にお届けしていきたいと考えております。

末尾になりましたが、本年報を作成するにあたって、ご協力いただきました皆さまに深く感謝申し上げます。

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会 広報委員会
(奥村、飯盛、蒲池、坂本)

表紙デザイン：浦田 梨央

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会年報

2022 年度版 (第 3 号)

発行日 2023 年 9 月 20 日

編集発行 一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会

〒804-8550

福岡県北九州市小倉南北方 4-2-1

北九州市立大学 寺田千栄子研修室

TEL : 080-3356-4214

E-mail:info@fassw-2012.jp (事務局)

fassw.koho@gmail.com (広報委員会)



Fukuoka Association of School Social Workers